

受動喫煙防止に係る アンケート調査及び実態調査

報告書

平成23年 3 月

流 山 市

目次

第1章 調査の概要	3
1 調査の目的	3
2 調査設計	3
3 調査の内容	3
4 回収結果	4
5 報告書の見方	4
第2章 調査結果の概要	7
1 概要のまとめ	7
2 総括	8
第3章 調査結果	13
1 一般市民	13
問1. 性別	13
問2. 年齢	13
問3. 喫煙状況	14
問4. 喫煙によって影響を受けると思うもの	16
問5. 受動喫煙を知っているか	18
問6. 受動喫煙にあった時	18
問7. 喫煙時に気をつけていること・気をつけて欲しいこと	20
問8. 健康増進法について	22
問9. 厚生労働省の通知（受動喫煙防止対策について）を知っているか	22
問10. 柏市の公共施設および柏駅周辺の指定喫煙所の廃止について	23
問11. 公共施設の敷地内や公園を禁煙とすることについて	24
問12. 公共施設の敷地内や公園を禁煙とすることに賛成の理由	25
問13. 公共施設の敷地内や公園を禁煙とすることに反対の理由	26
問14. 受動喫煙防止対策が十分でないと思う施設	27

問 15. 受動喫煙防止の規制対象とすることが望ましいと思う施設	29
問 16. 受動喫煙防止のために、市に取り組んでほしいこと	33
問 17. 受動喫煙防止対策についての意見、提案（自由記述）	37
問 18. 家族に小学生・中学生がいるか	39
2 小中学生	40
質問 1. 性別	40
質問 2. 学年	40
質問 3. 喫煙が及ぼす害を知っているか	41
質問 4. 副流煙の害を知っているか	41
質問 5. 家族内喫煙者	42
質問 6. 家族内喫煙者をどう思うか	42
質問 7. 喫煙してほしくない理由	43
質問 8. 将来たばこを吸いたいと思うか	44
質問 9. たばこについて思っていること（自由記述）	44
3 事業所等	45
問 1. 施設の種別	45
問 2. 施設形態	46
問 3. 受動喫煙を知っているか	46
問 4. 健康増進法で定められた措置を知っているか	47
問 5. 受動喫煙防止対策を知っているか	47
問 6. 柏市の公共施設および柏駅周辺の指定喫煙所の廃止について	48
問 7. 実施している受動喫煙防止対策	49
問 8. 受動喫煙防止対策を実施している理由	52
問 9. 受動喫煙防止対策をいつから実施しているか	53
問 10. 受動喫煙防止対策への、利用者からの反応	53
問 11. 受動喫煙防止対策への、従業員からの反応	54
問 12. 受動喫煙防止対策実施後の、利用者や売り上げへの影響	54
問 13. 受動喫煙防止対策を実施していない理由	56
問 14. 今後、受動喫煙防止対策を実施する予定があるか	59
問 14-1. 今後の受動喫煙防止対策実施を妨げる要因	60
問 15. 今後予定している受動喫煙防止対策の実施内容	61
問 16. 受動喫煙防止対策を予定している主な理由	62
問 17. 受動喫煙防止のために、市に望むこと	63
問 18. 受動喫煙防止対策についての意見、提案（自由記述）	64

第4章 使用した調査票	67
受動喫煙に関する市民アンケート	67
受動喫煙に関する施設調査.....	75
第5章 単純集計表	85

第1章

調査の概要

第1章 調査の概要

1 調査の目的

市民から受動喫煙等の実態や考えを調査し、今後の市の施策の基礎資料とする。

2 調査設計

- (1) 調査対象者
- ①市内在住の16歳から75歳までの一般市民3,000名を無作為抽出
(男性1,500人 女性1,500人)
 - ②①の家族にいる小中学生(二人以上の場合は年長者のみ)
 - ③市内事業所等500件
(保育所、幼稚園、学校は全数。それ以外は無作為抽出)
内訳：病院・診療所：87件、薬局：20件、保育所・幼稚園：19件、学校(高等学校・大学・専修学校)20件、スポーツ施設：6件、金融機関：13件、公共交通機関：7件、福祉施設：36件、集会場：42件、事務所：4件、百貨店・商店：181件、飲食店：61件、映画館・遊技場・娯楽施設：4件
- (2) 調査方法 郵送配布、郵送回収
- (3) 調査期間 平成22年10月20日～11月10日

3 調査の内容

①一般市民

- (1) フェイスシート
- (2) 喫煙の有無
- (3) 受動喫煙について
- (4) 受動喫煙防止について
- (5) 受動喫煙防止のために市に望むこと

②小中学生

- (1) フェイスシート
- (2) 喫煙に対する知識
- (3) 家族内での喫煙について

③市内事業所等

- (1) 施設について
- (2) 受動喫煙について
- (3) 受動喫煙防止対策について
- (4) 受動喫煙防止のために市に望むこと

4 回収結果

	配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
一般市民	3,000	1,766	58.9%	1,765	58.8%
事業所等	500	332	66.4%	330	66.0%

5 報告書の見方

- ・回答の比率（％）は、その設問の回答者数を基数として算出しています。そのため、複数回答の場合、選択肢ごとの割合を合計すると100%を超えることがあります。
- ・回答の比率（％）は、小数点以下第2位を四捨五入により端数処理しています。そのため、属性ごとの回答比率の合計が、合計欄の数値と一致しないことがあります。
- ・性別、喫煙別の回答については、無回答を除いているためそれぞれ回答数が異なります。

第2章

調査結果の概要

第2章 調査結果の概要

1 概要のまとめ

一般市民

- 喫煙者の割合は、15.7%で、女性より男性に多くなっています。年齢別では、20～59歳で17～19%、60歳以降で減少しています。(問3)
- 受動喫煙にあったとき、約7割が不快になっています。また、女性の方が不快に感じる人が多くなっています。(問6)
- 喫煙時には、子ども・妊産婦・病気の方のそば、混雑している場所、喫煙所以外では吸わない、という配慮が望まれています。(問7)
- 公共施設の敷地内及び公園を禁煙にすることに対しては、喫煙者の約5割、非喫煙者の約9割が賛成しています(問11)
- 受動喫煙防止対策が十分でないと思う施設は、「飲食店」「遊技場・娯楽施設」「公園」「道路」で、4割を超えています。(問14)
- 受動喫煙防止の規制対象とすることが望ましいと思う施設については、問14で尋ねた受動喫煙防止対策の不十分さに関係なく、どの施設でも3割以上が規制対象として望ましいと思っています。特に、「官公庁」「幼稚園・保育所」「医療機関」「学校」「公共交通機関」「福祉施設」「飲食店」「公園」「道路」では、5割を超えています。(問15)
- 受動喫煙防止のために市に取り組んでほしいことは、「受動喫煙防止のための条例等での規制」「公共施設敷地内での全面禁煙」「施設の禁煙や分煙についての表示の普及」「禁煙マナーのPR」「公共の場所での喫煙場所の確保」で4割を越えています。(問16)

小中学生

- 喫煙が及ぼす害について、約9割の小中学生が知っています。(質問3)
- 副流煙の害について、約8割の小中学生が知っています。(質問4)
- 家族内に喫煙者がいる小中学生は、約4割となっています。(質問5)
- 家族が喫煙をすることについて、約8割の小中学生が「吸ってほしくない」と回答しています。(質問6)
- 大人になってもたばこを吸いたくないと思わない小中学生は、約8割となっています。(質問8)

施設

- 健康増進法で定められた措置は、約7割の管理者が知っています。(問4)
- 厚生労働省が出した受動喫煙防止対策については、約5割の管理者が知っています(問5)
- 約6割の施設が受動喫煙防止対策を実施していて、その内の4割近くが「建物内を禁煙にしている」と回答しています。(問7)
- 受動喫煙防止対策を「実施していない」と回答した管理者は、約3割となっています。(問7)
- 受動喫煙防止対策を実施していない理由として、「喫煙室などを設けるスペースがないため」「利用

者からの要望がないため」「受動喫煙防止は喫煙者のマナーの問題であるため」が上位の回答となっています。(問 13)

- 今後、受動喫煙防止対策を実施する予定がある施設は1割以下で、予定がない施設が約7割になっています。(問 14)
- 受動喫煙防止のために市に望むことは、「公共施設敷地内の全面禁煙」「禁煙マナーのPR」「施設の禁煙や分煙についての表示の普及」が上位の回答となっています。(問 17)

2 総括

<一般市民>

喫煙状況

市における喫煙者はおよそ6人に1人の割合でいて、20～59歳まではほぼ一定の割合で喫煙者がいますが、60歳以上では減っています。また、性別では女性より男性に多く、およそ4人に1人の割合となっています。

受動喫煙防止対策について

受動喫煙については、約9割の市民が知っていて、約7割の市民が受動喫煙を不快に感じていて、公共施設の敷地内や公園を禁煙とすることについては8割以上が賛成しています。この傾向は女性及び非喫煙者に多くみられます。

このように受動喫煙防止対策については、市民の同意を得られていると言えますが、問 14 と 15 にあるように、受動喫煙防止対策が不十分だとは思っていないくても、受動喫煙防止規制対象としては「望ましい」と思っています。規制対象として望ましいか望ましくないかは、受動喫煙防止対策を十分に行っているかどうかではなく、あくまでも対象そのものであることが言えます。また、公共敷地内での全面禁煙や受動喫煙防止のための条例等での規制を希望する割合と、分煙や喫煙場所の確保や喫煙マナーのPRを希望する割合が同程度みられます。

そのため、全面禁煙による受動喫煙防止対策以外にも、分煙の徹底や喫煙マナーの向上といった受動喫煙防止対策も必要と言えます。

<小中学生>

喫煙や副流煙の害については8割以上が知っていて、将来喫煙したいとは思っていない小中学生も約8割となっています。このため、たばこに関する教育の効果がみられていると考えられ、今後も継続していくことが重要です。

約4割の小中学生に家庭内での喫煙者がいますが、約8割は「吸ってほしくない」と思っています。このため、子どもの気持ちを取り入れた禁煙・分煙アプローチの有効性も検討する必要があります。

<事業所等>**受動喫煙防止対策について**

受動喫煙について知っている管理者は9割以上ですが、平成15年の健康増進法で定められた措置については約6割、厚生労働省が平成22年に出した受動喫煙防止についての対策については約5割の管理者が「知っている」と回答していて、実際に受動喫煙防止対策を実施している施設は約6割となっています。

約3割の施設が受動喫煙防止対策を実施していませんが、実施を妨げる要因として、喫煙スペースや費用といった設備投資と、「受動喫煙防止は喫煙者のマナーの問題」「喫煙は嗜好の問題」「利用者から要望がない」といった受動喫煙に対する考え方の、2つの要因があると考えられます。問14-1にあるように、受動喫煙防止対策を実施する「予定がない」「検討中」と回答した施設は、設備投資の解決が難しい問題であること、および受動喫煙に対する考え方も「予定がある」と回答した施設よりも消極的であると言えます。

施設の受動喫煙防止対策をすすめるためにも、受動喫煙に対する理解の推進と同時に、設備投資面の解決に向けた支援が重要と言えます。

第3章

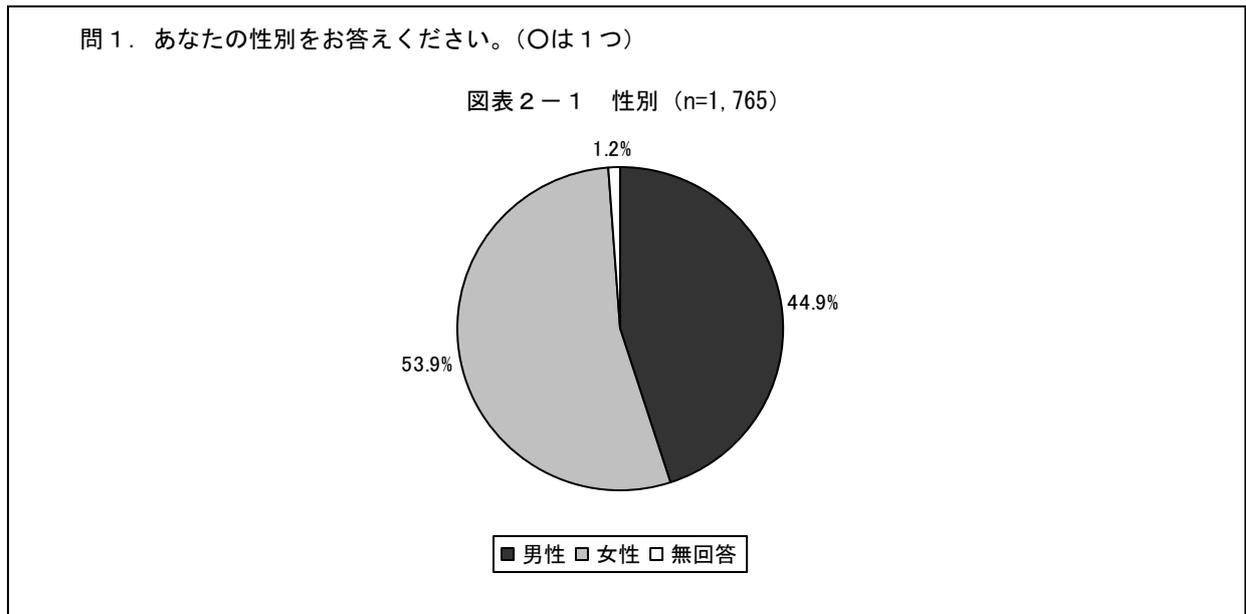
調査結果

第3章 調査結果

1 一般市民

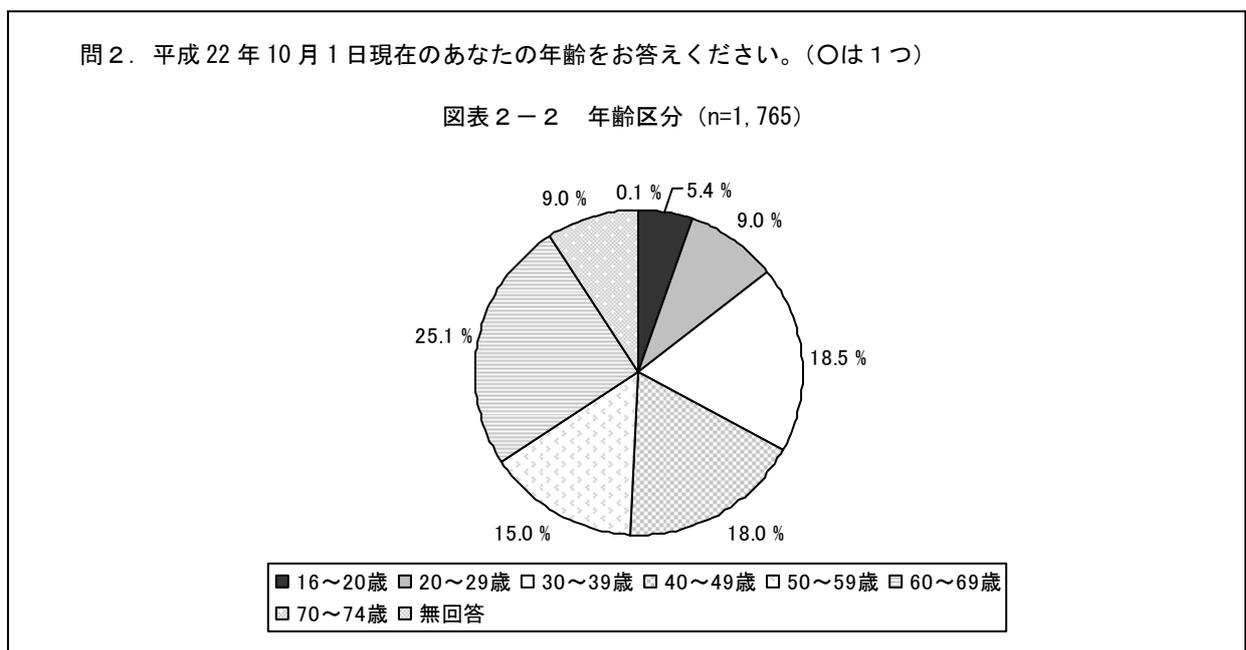
問1. 性別

●男性が44.9%、女性が53.9%です。



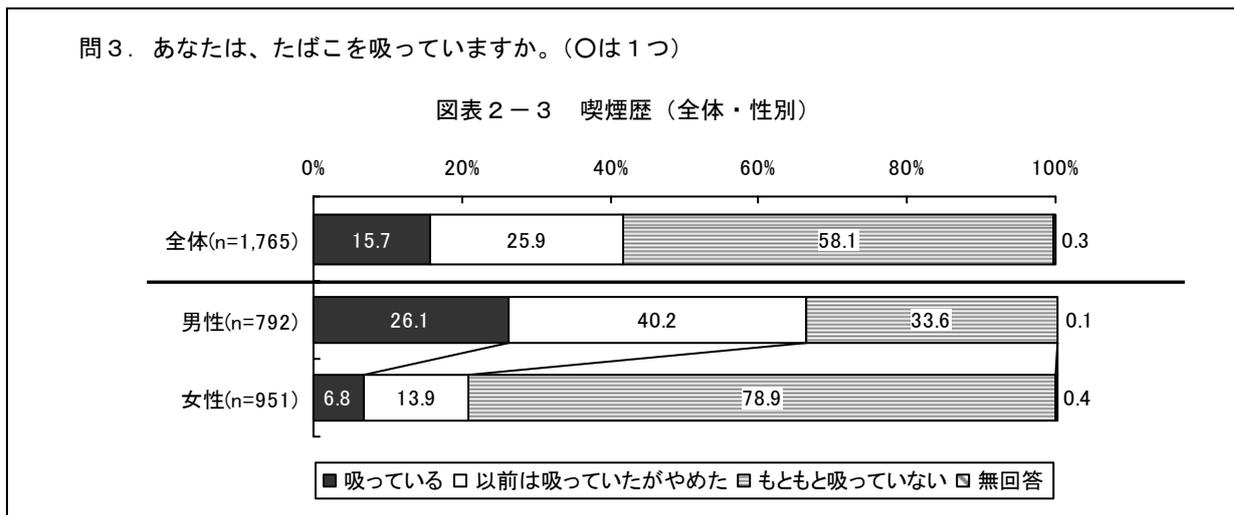
問2. 年齢

●29歳以下は10%以下で、30歳代から59歳までは15%強で、60歳代が25.1%と最も多くなっています。



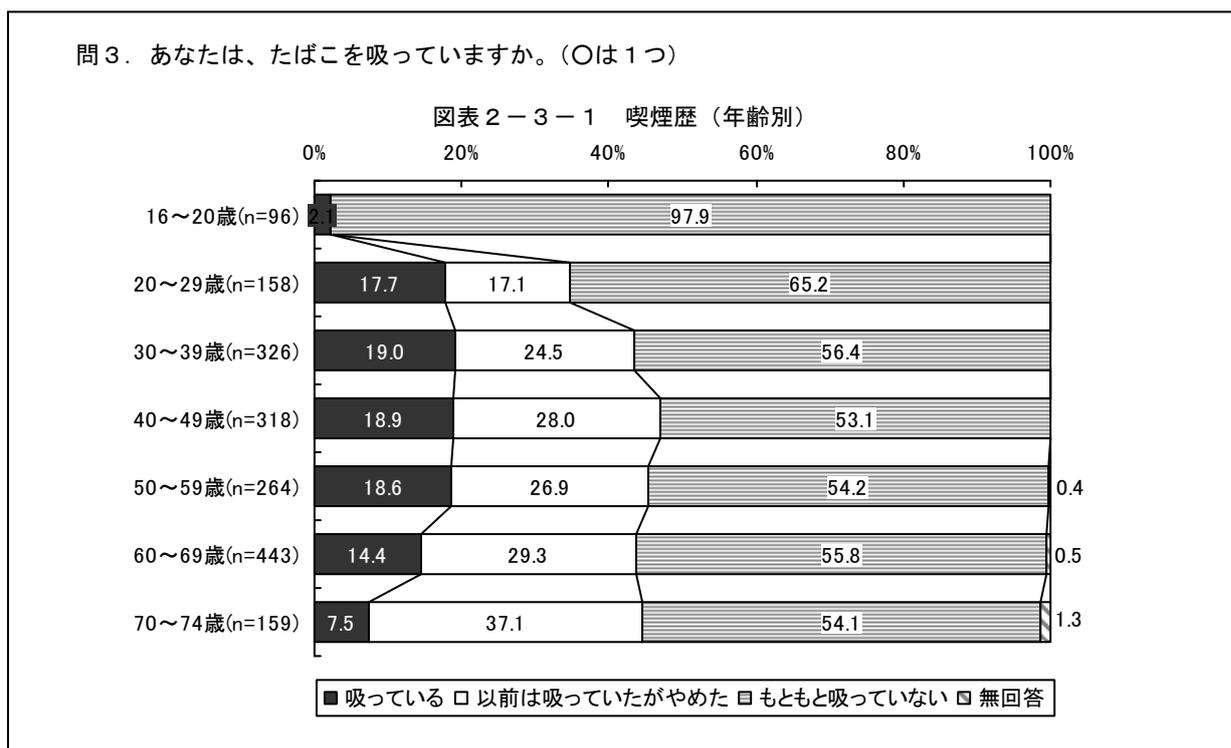
問3. 喫煙状況

- 全体における喫煙者は15.7%で、「以前は吸っていたがやめた」「もともと吸っていない」を合わせた非喫煙者は84.0%となっています。
- 男女別にみると、喫煙者は男性で26.1%、女性で6.8%と、男性は女性より約4倍多くみられます。また、女性の「もともと吸っていない」人が78.9%と、男性より2倍以上多くみられます。



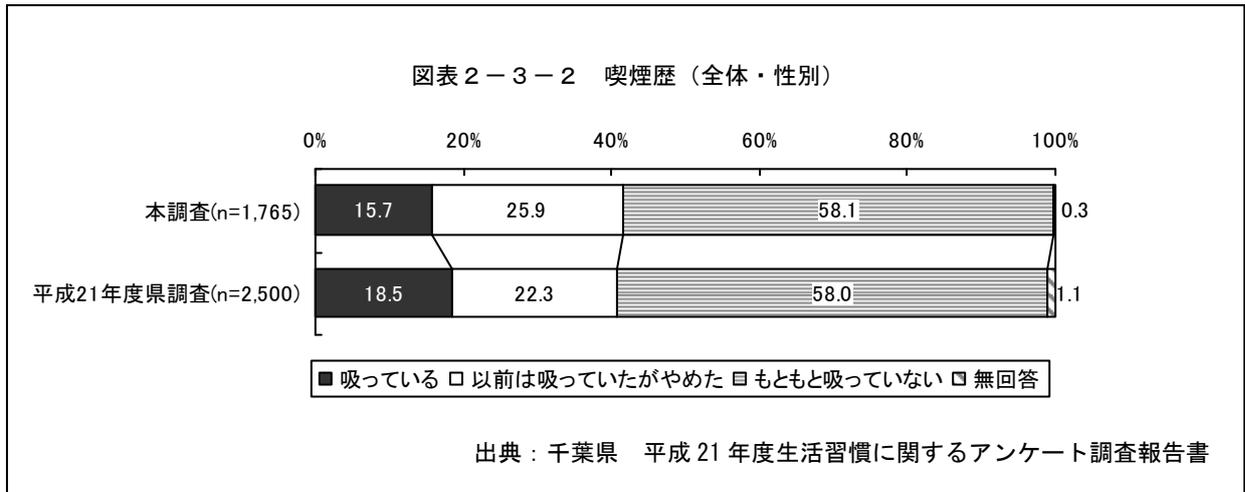
(年齢別)

- 喫煙者は、20歳～59歳で17～19%と一定し、その後減少しています。「以前は吸っていたがやめた」人は年代が上がるにつれ増加し、「もともと吸っていない」人は年代が上がるにつれ減少しています。



(県との比較)

●県との比較では、市の方が「吸っている」が2.8ポイント少なく、「以前は吸っていたがやめた」が3.6ポイント多くなっています。

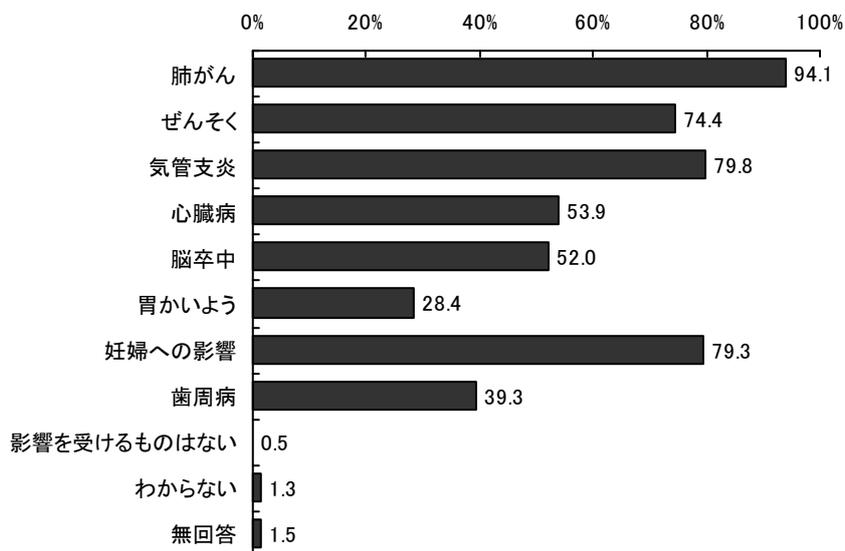


問4. 喫煙によって影響を受けると思うもの

- 「肺がん」「ぜんそく」「気管支炎」「心臓病」「脳卒中」「妊婦への影響」について、半数以上の人が喫煙の影響を受けると思っています。

問4. たばこにより影響を受けると思うものをすべて選んでください。(当てはまるものすべてに○)

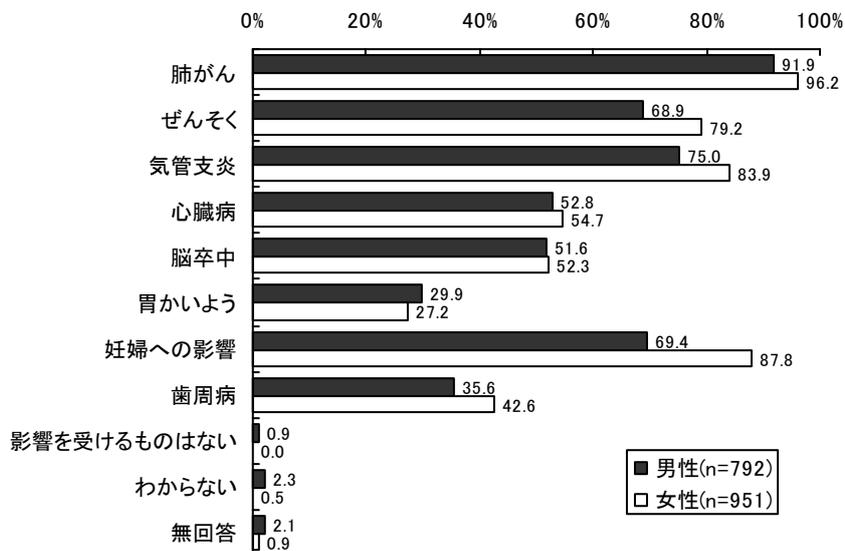
図表2-4 喫煙の影響を受けると思うもの (n=1,765)



(性別)

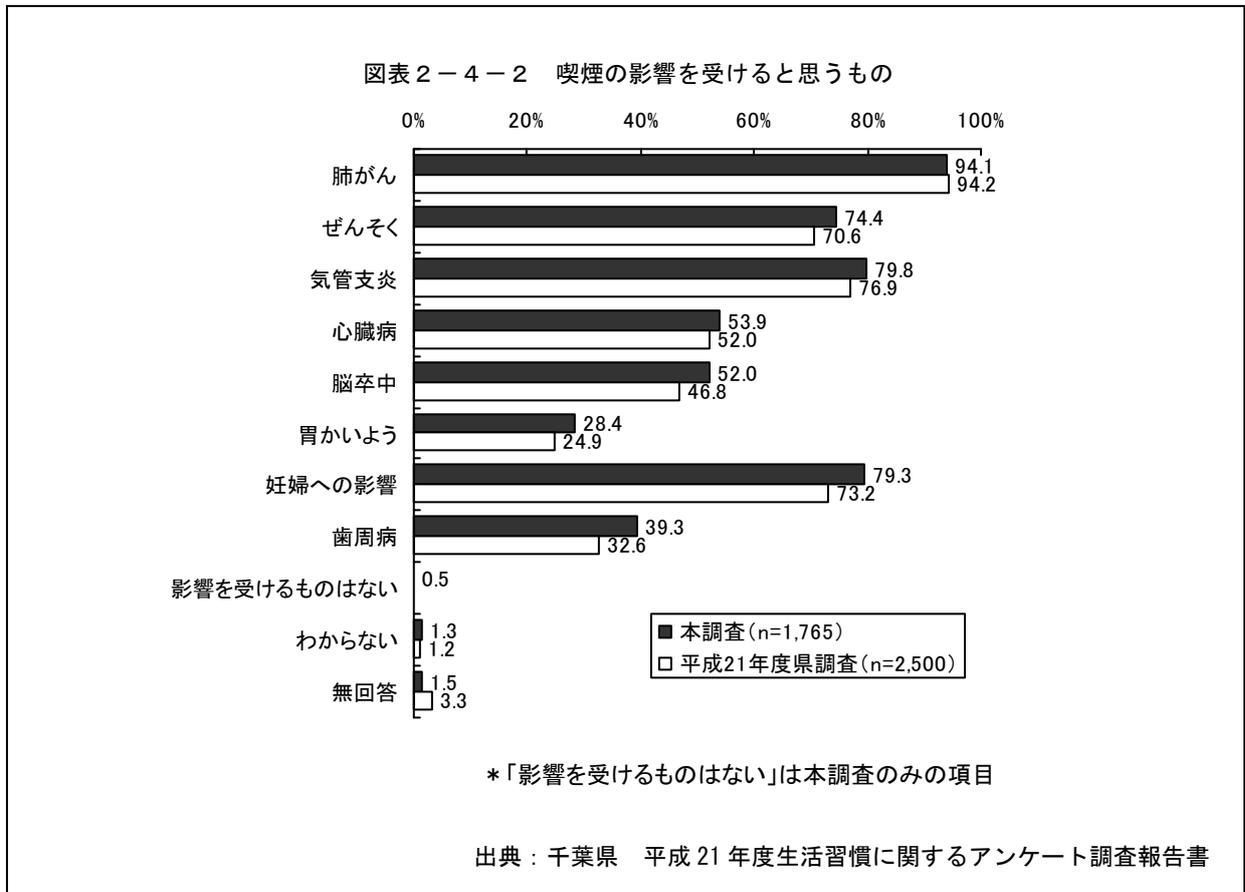
- 男女別にみると、「胃かいよう」以外の疾患で女性は男性より喫煙の影響を受けるとしており、特に「妊婦への影響」については男女差が15%以上あります。

図表2-4-1 喫煙の影響を受けると思うもの (性別)



(県との比較)

●県との比較では、「肺がん」以外の項目で市の方が多くなっています。特に、歯周病では6.7ポイント、「妊婦への影響」では6.1ポイント県より多くなっています。

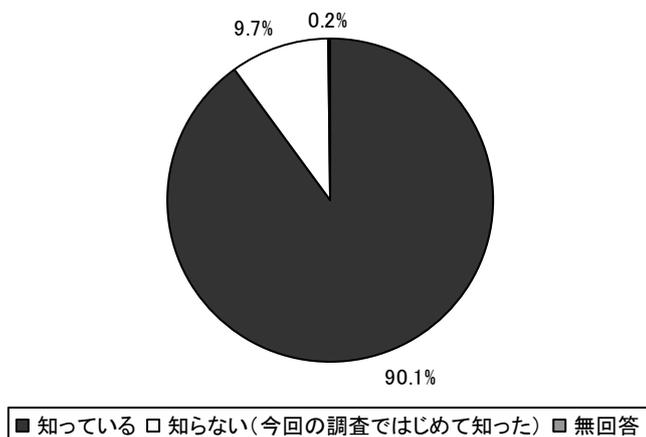


問5. 受動喫煙を知っているか

- 受動喫煙は、約9割の人が知っています。

問5. あなたは「受動喫煙」をご存知ですか。(〇は1つ)

図表2-5 受動喫煙を知っているか (n=1,765)

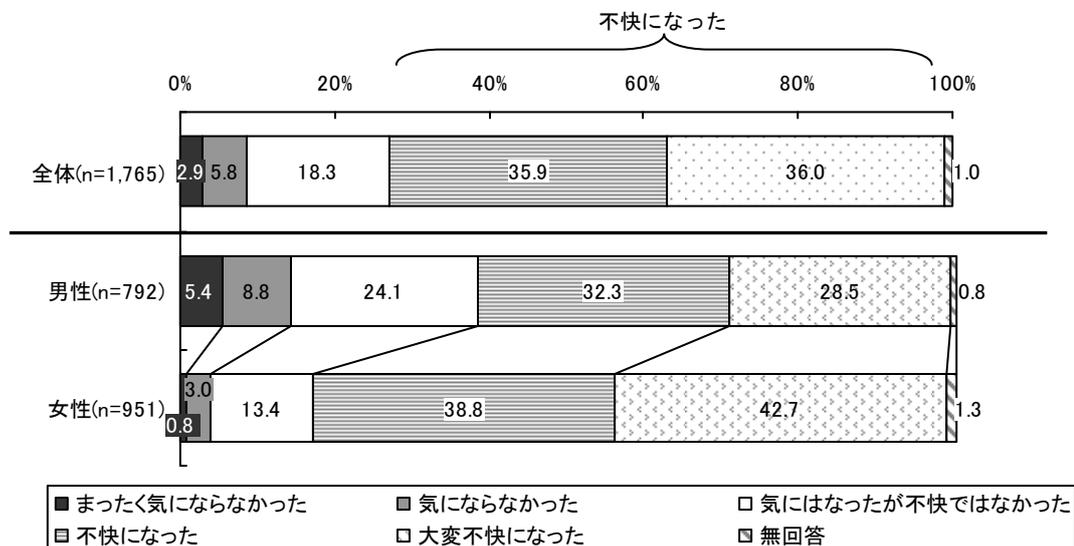


問6. 受動喫煙にあった時

- 全体では約7割の人が不快になっています。
- 男女別にみると、不快になった人が男性で60.8%、女性で81.5%と、女性の方が不快になる人が多くなっています。

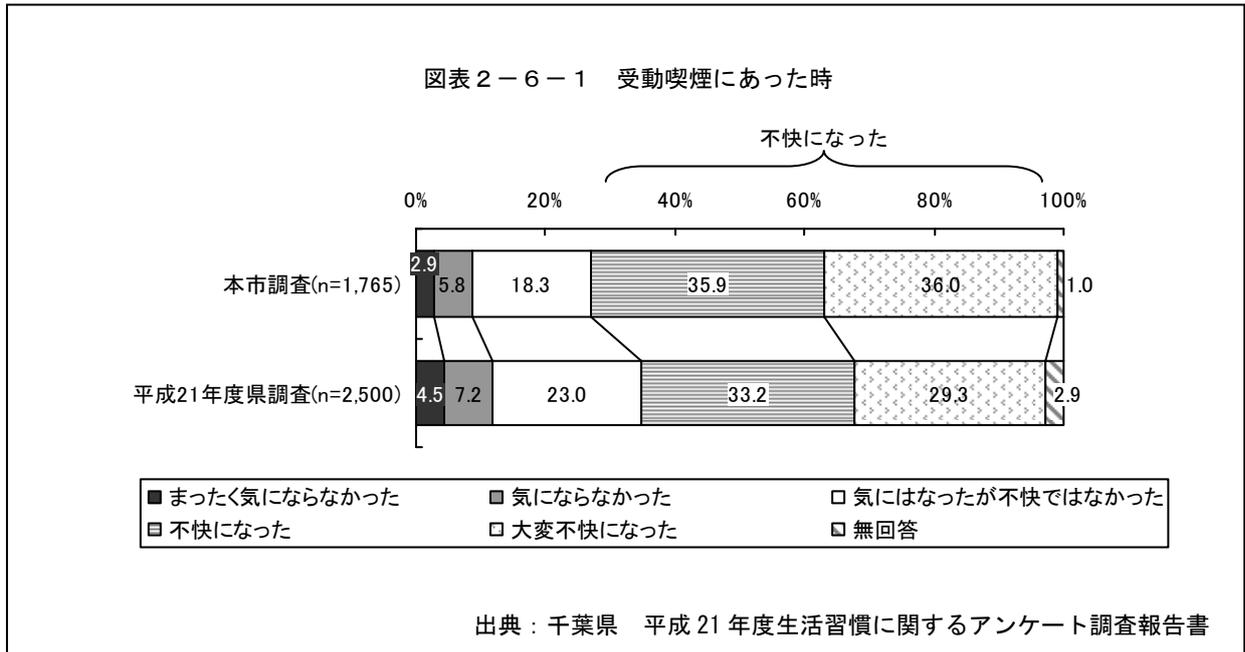
問6. あなたは、受動喫煙にあった時どのように感じましたか。(〇は1つ)

図表2-6 受動喫煙にあった時 (全体・性別)



(県との比較)

- 「不快になった」と回答した人は、本市では71.9%、県では62.5%と、市が9.4ポイント多くなっています。

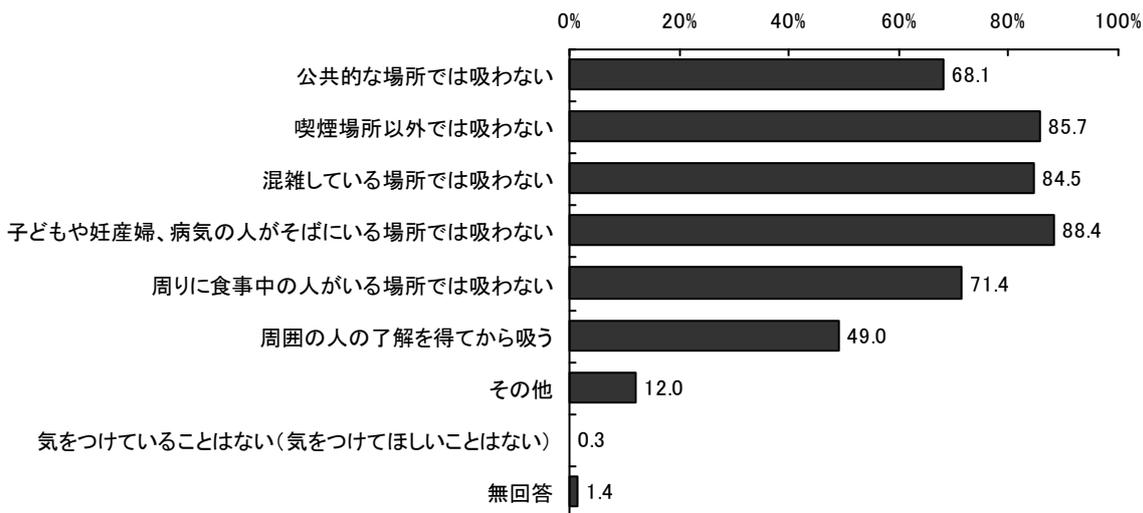


問7. 喫煙時に気をつけていること・気をつけて欲しいこと

- 「周囲の人の了解を得てから吸う」以外で、6割を超えています。
- 特に、「喫煙場所以外では吸わない」「混雑している場所では吸わない」「子どもや妊産婦、病気の人がそばにいる場所では吸わない」では、8割を超えています。

問7. たばこを吸うときに気をつけていること、または、たばこを吸う人に気をつけて欲しいことはありますか。(当てはまるものすべてに○)

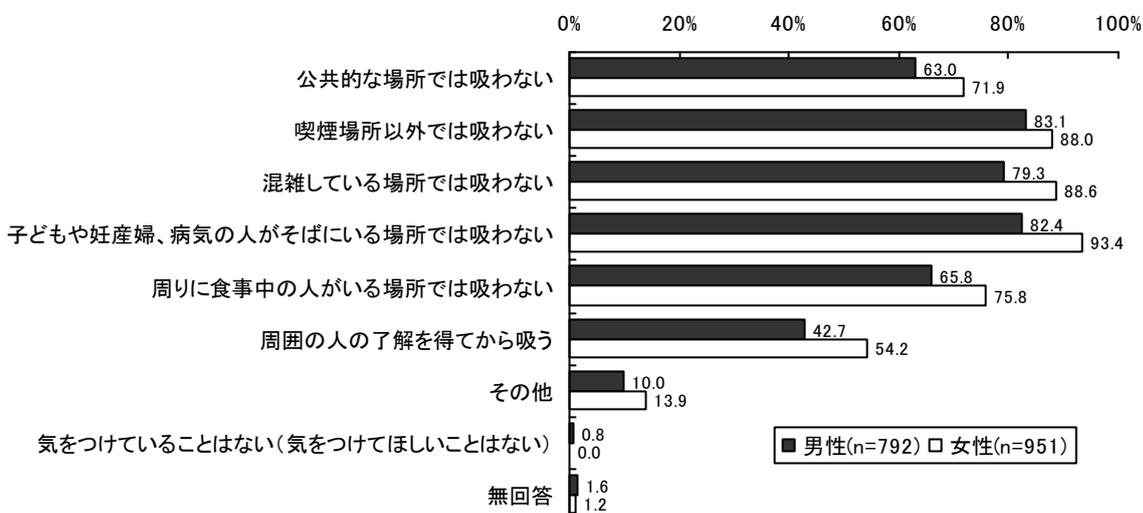
図表2-7 喫煙時に気をつけている・気をつけて欲しいこと (n=1,765)



(性別)

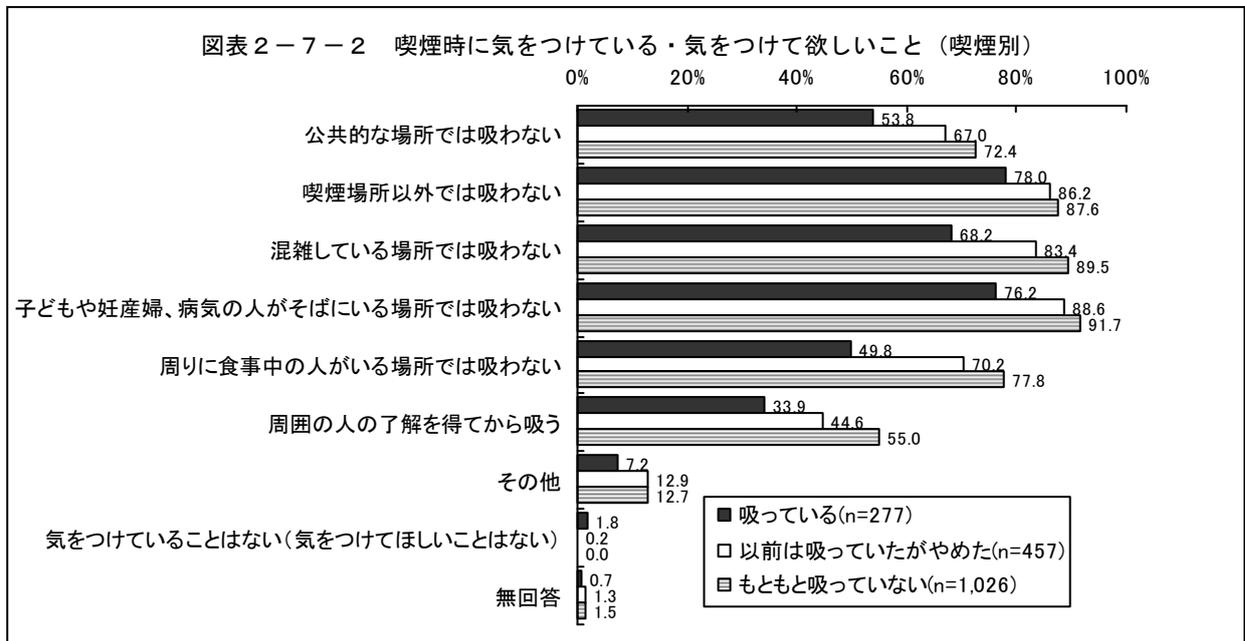
- 「気をつけていることはない(気をつけてほしいことはない)」以外、いずれの項目でも5~10%程度女性の方が多くなっています。

図表2-7-1 喫煙時に気をつけている・気をつけて欲しいこと (性別)



(喫煙別)

- すべての項目で喫煙者が少なくなっていますが、特に「周りに食事中の人がいる場所では吸わない」では、以前は吸っていた人やもともと吸っていない人が7割を超えているのに対して、喫煙者は約5割となっています。



(その他の回答)

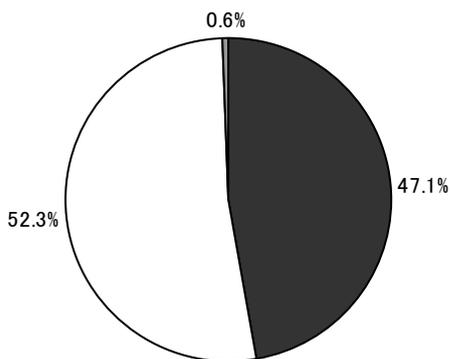
分類	主な内容	件数
歩きタバコ	○歩きながら吸うことはしない (女性 60~69歳) ○歩きタバコは止める (男性 50~59歳) ○歩きタバコや、自転車に乗りながらの喫煙 (女性 30~39歳)	85
ポイ捨て	○ポイ捨て、路上への投げ捨て、歩行者以外に特に車のオーナー (男性 70~74歳) ○吸い殻を捨てない。火の始末をちゃんとしてほしい (女性 16~20歳) ○道路、下水へは捨てないで欲しい (女性 30~39歳)	40
喫煙場所の選定	○本当は嫌でも嫌とは言いつらい。非喫煙者が一人でもいる時は吸わない (男性 30~39歳) ○お酒を飲む場所では許可して欲しい (女性 60~69歳) ○許可された場所以外は禁煙 (男性 60~69歳)	39
臭いへの配慮	○換気扇の下で吸っているようだが、隣家にその煙が流れてきていて、とても迷惑している (女性 30~39歳) ○吸い終わってもしばらくその場から動かない (男性 30~39歳) ○洋服につく臭いにも気を付けて欲しい。洋服についた臭いだけでも不快です (女性 30~39歳)	31
その他	○携帯灰皿を持つ事 (女性 20~29歳) ○基本的に吸わないでほしい (男性 16~20歳) ○火事に注意 (男性 40~49歳)	32

問8. 健康増進法について

- 健康増進法について知っている人が47.1%、知らない人が52.3%と、ほぼ半数ずつとなっています。

問8. 健康増進法（平成15年施行）で「多数の者が利用する施設の管理者は、利用者の受動喫煙を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定められていることをご存知ですか。（○は1つ）

図表2-8 健康増進法を知っているか（n=1,765）



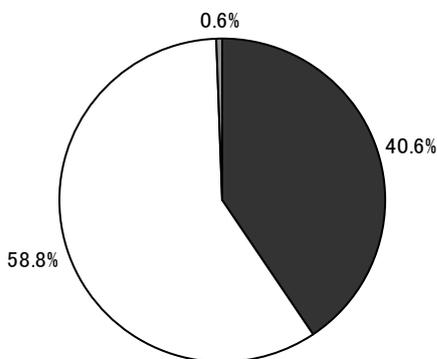
■ 知っている □ 知らない(今回の調査ではじめて知った) ■ 無回答

問9. 厚生労働省の通知（受動喫煙防止対策について）を知っているか

- 受動喫煙防止についての対策が出されたことを知っている人は40.6%、知らない人は58.8%と、知らない人の方が多くなっています。

問9. 平成22年2月25日付けで厚生労働省より、受動喫煙防止についての対策が出されたことをご存知ですか。（○は1つ）

図表2-9 厚生労働省の通知（受動喫煙防止対策について）を知っているか（n=1,765）



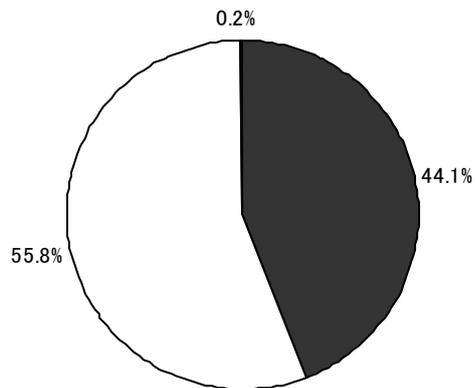
■ 知っている □ 知らない(今回の調査ではじめて知った) ■ 無回答

問 10. 柏市の公共施設および柏駅周辺の指定喫煙所の廃止について

- 柏市の喫煙所の廃止について、知っている人は 44.1%、知らない人は 55.8%と、知らない人の方が多くなっています。

問 10. 柏市が平成 22 年 5 月 31 日から、公共施設（公園を含む）の敷地内禁煙を実施したこと、また、柏駅周辺の指定喫煙所を廃止したことをご存じですか。（○は 1 つ）

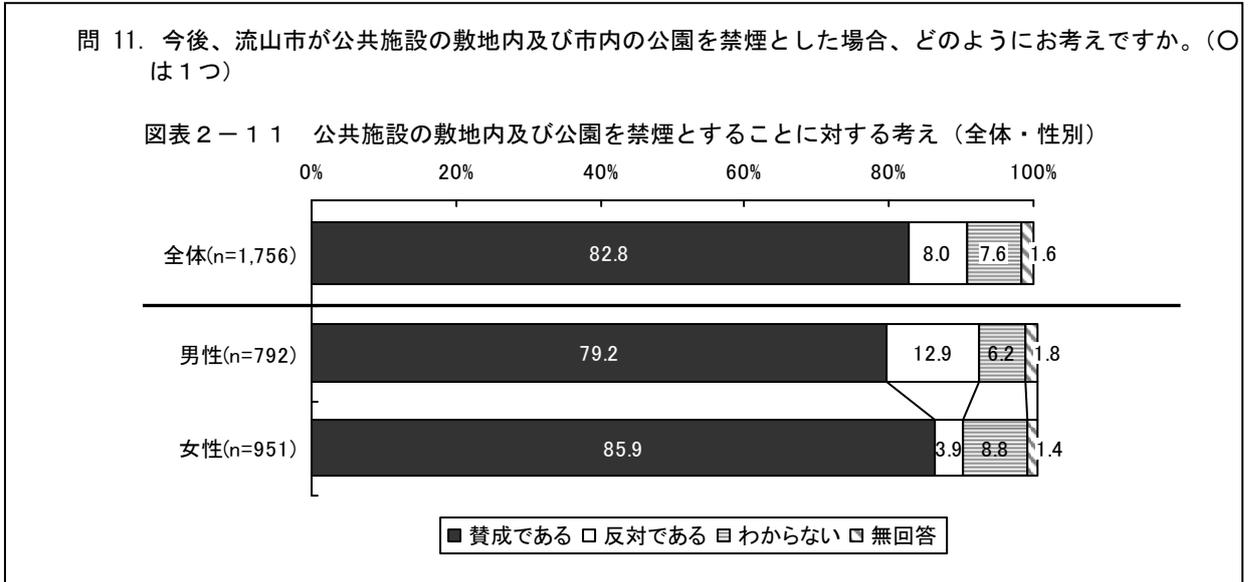
図表 2-10 柏市の公共施設および柏駅周辺の指定喫煙所の廃止を知っているか（n=1,765）



■ 知っている □ 知らない(今回の調査ではじめて知った) □ 無回答

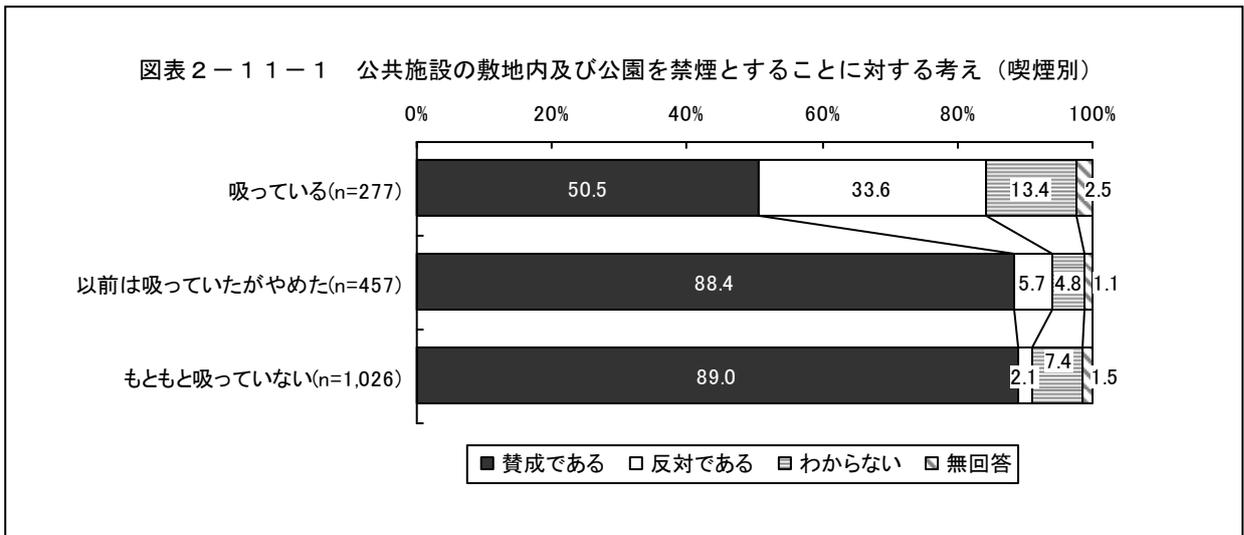
問 11. 公共施設の敷地内や公園を禁煙とすることについて

- 全体で「賛成である」と回答した人は、8割以上になっています。
- 男女別にみると、男女共に8割前後の人が「賛成である」と回答していますが、女性の方が85.9%とより多くなっています。



(喫煙別)

- 以前は吸っていた人やもともと吸っていない人では、9割近くの人が「賛成である」としています。また、喫煙者でも約半数の人が「賛成である」としてしています。

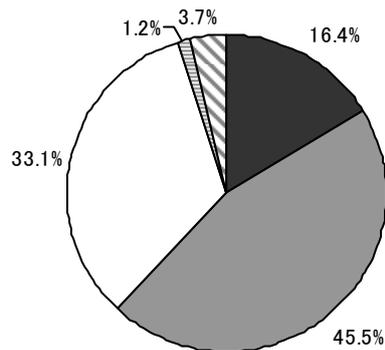


問 12. 公共施設の敷地内や公園を禁煙とすることに賛成の理由

- 賛成の理由でもっとも多いのが、「健康を守るためには、効果的な受動喫煙防止対策を進める必要があるから」(45.5%)、次いで「喫煙マナーを守らない喫煙者が多いから」(33.1%)となっています。

問 12. (問 11 で「1 賛成である」を選んだ方) 賛成である理由は何ですか。(○は1つ)

図表 2-12 公共施設の敷地内や公園を禁煙とすることに賛成の理由 (n=1,461)



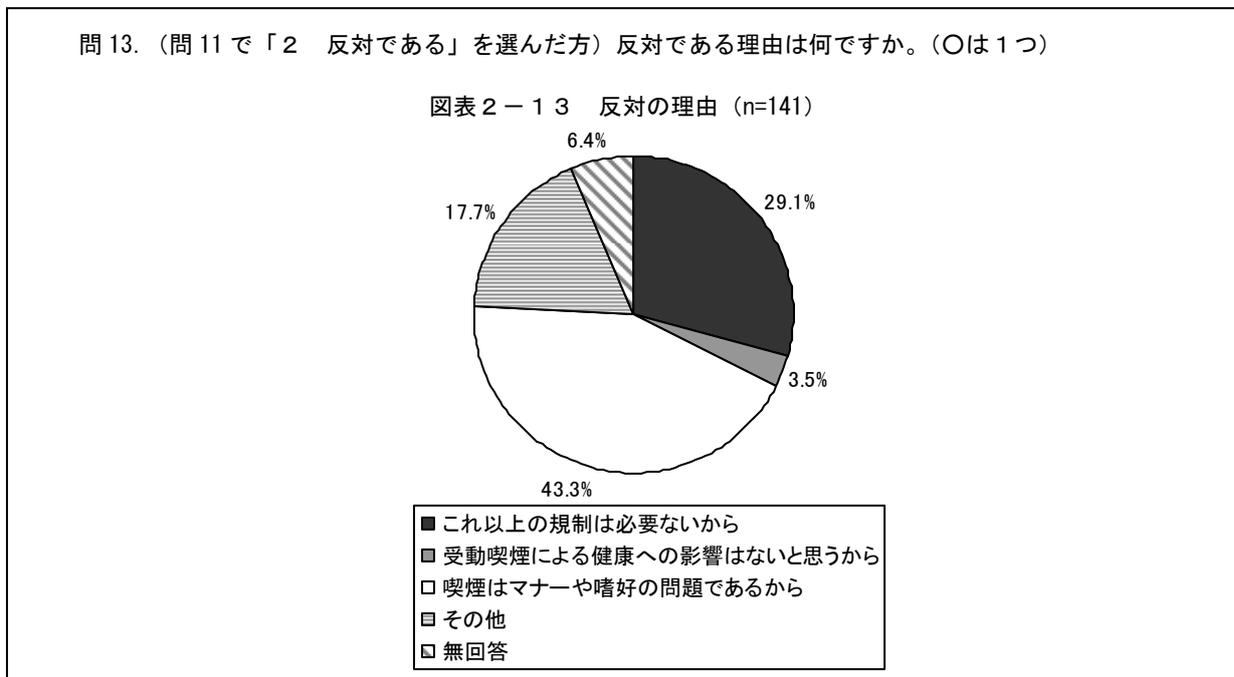
- 受動喫煙の対策があまり進んでいないため、市が率先して取り組む必要があるから
- 健康を守るためには、効果的な受動喫煙防止対策を進める必要があるから
- 喫煙マナーを守らない喫煙者が多いから
- 目 その他
- 無回答

(その他の回答)

分類	主な内容	件数
その他	○公共施設は子どもがいる場所なので受動喫煙から守りたい (女性 40～49 歳) ○分煙化すればいい (男性 30～39 歳) ○不快だから (男性 40～49 歳)	14

問 13. 公共施設の敷地内や公園を禁煙とすることに反対の理由

- 反対の理由でもっとも多いのが、「喫煙はマナーや嗜好の問題であるから」(43.3%)、次いで「これ以上の規制は必要ないから」(29.1%) となっています。

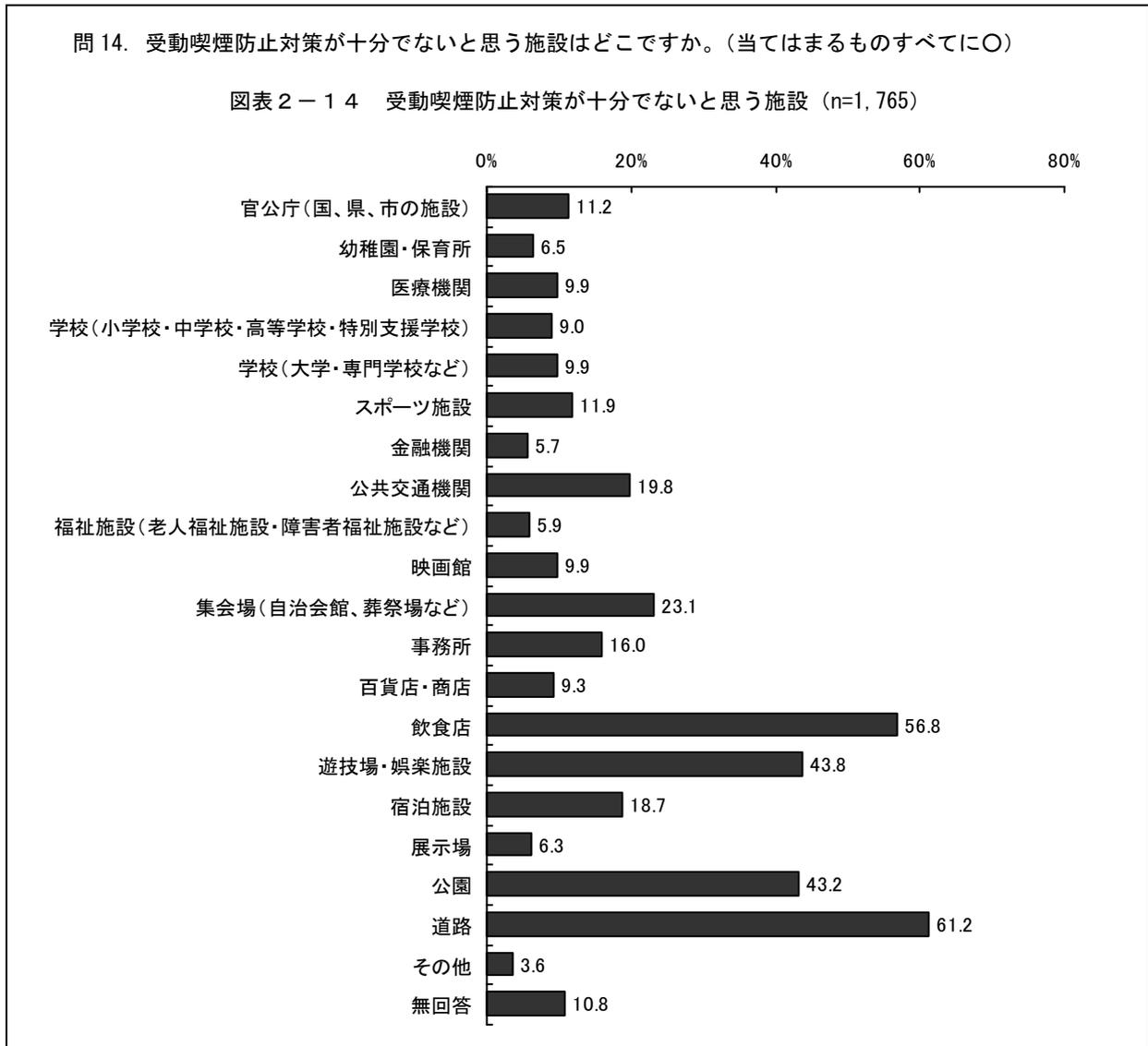


(その他の回答)

分類	主な内容	件数
分煙でよい	○公園についてだけはみんながほっとする場所であって、タバコ吸うのは良いと思う (男性 40~49 歳) ○喫煙者の権利も守られるべき (女性 50~59 歳) ○吸える場所を確保しなければならない。ところかまわず吸ってしまう人を増やす原因になってしまうので、禁煙ではなく分煙にするべきと思う (女性 30~39 歳)	13
その他	○規制を厳しくして喫煙所を減らすと歩きタバコが増える (女性 20~29 歳) ○国がみとめて販売していることに矛盾を感じている！規制がエスカレートするのであれば販売しないこと！ (男性 60~69 歳) ○喫煙者が減り、税金も取れなくなるから (男性 30~39 歳)	15

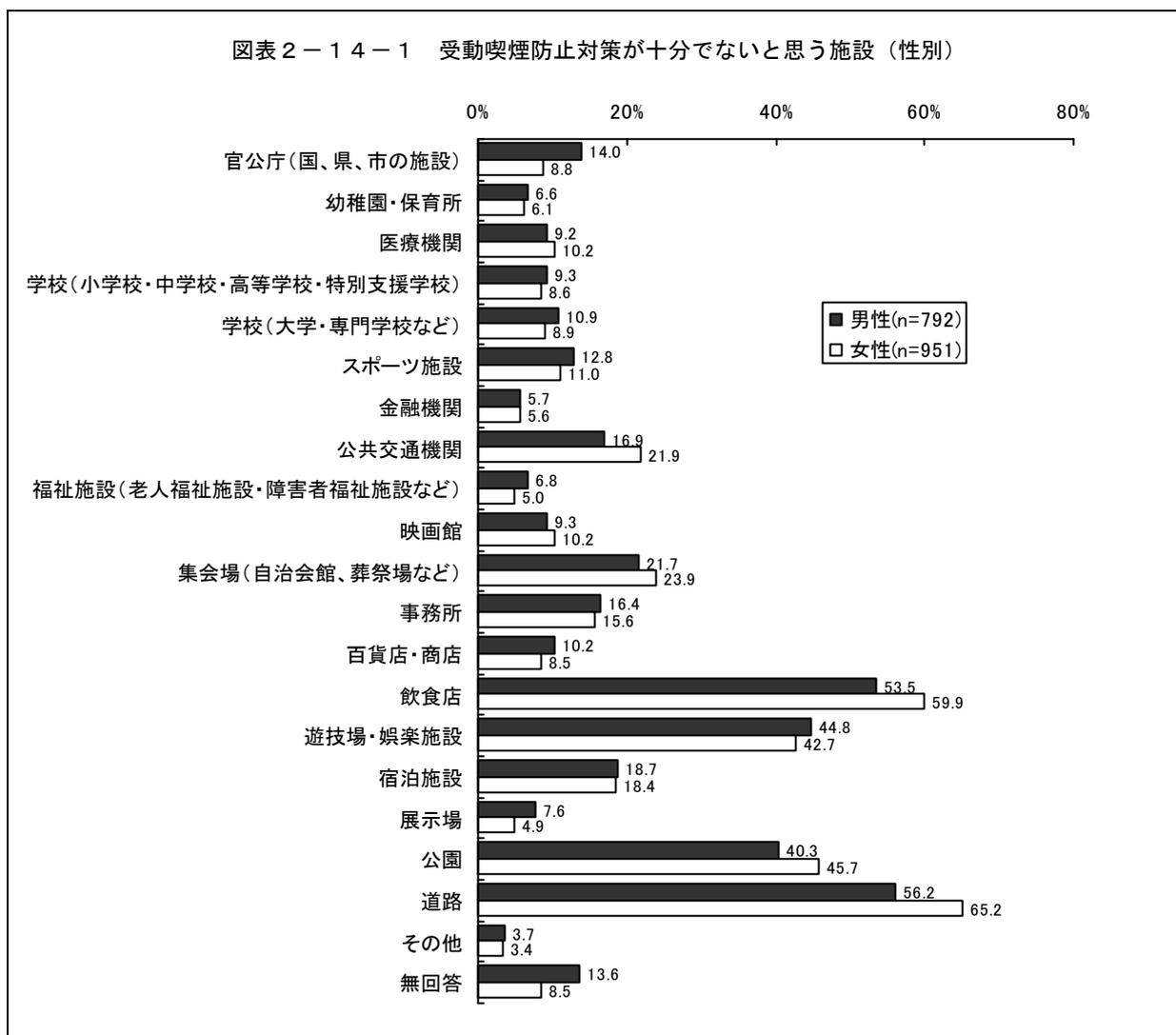
問 14. 受動喫煙防止対策が十分でないと思う施設

●受動喫煙防止対策が十分ではないと思っている施設は、「飲食店」「遊技場・娯楽施設」「公園」「道路」で、4割を越えています。



(性別)

- 男性は女性より「官公庁」で5%以上多く、女性は男性より「公共交通機関」「飲食店」「公園」「道路」で5%以上多くなっています。



(その他の回答)

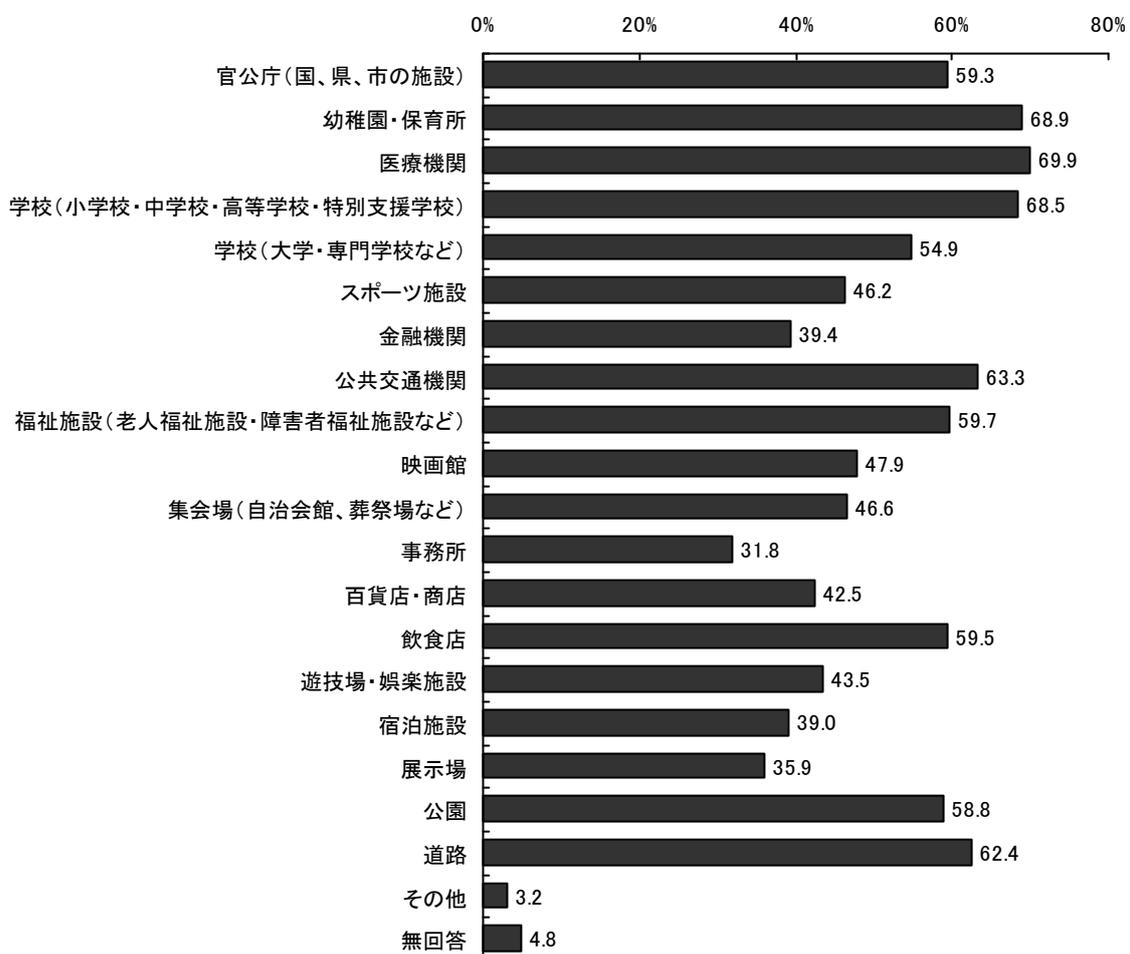
分類	主な内容	件数
公共の場	○図書館 (男性 60~69 歳) ○コンビニの前で吸っている人の前を通る時 (女性 30~39 歳) ○駅周辺 (男性 50~59 歳)	24
道路	○歩きながらとか自転車に乗りながら喫煙者が多い。防止対策を希望 (女性 20~29 歳) ○駅までの通勤路 (男性 50~59 歳) ○おおたかの森、駐車場までの道 (男性 30~39 歳)	10
その他	○喫煙場所・集合マンション等のベランダ (男性 20~29 歳) ○分煙している所でも煙が禁煙の所までくる (囲いが無い) (男性 50~59 歳) ○一般家庭内で換気せんをつけて喫煙、住宅がたて混んでいる為隣家からにおいがする (女性 50~59 歳)	23

問 15. 受動喫煙防止の規制対象とすることが望ましいと思う施設

- 受動喫煙防止の規制対象とすることが望ましいと思う施設は、どの施設でも3割以上が「規制対象とするのが望ましい」となっています。
- 特に、「官公庁（国、県、市の施設）」「幼稚園・保育所」「医療機関」「学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）」「学校（大学・専門学校など）」「公共交通機関」「福祉施設（老人福祉施設・障害者福祉施設など）」「飲食店」「公園」「道路」で5割を超えています。

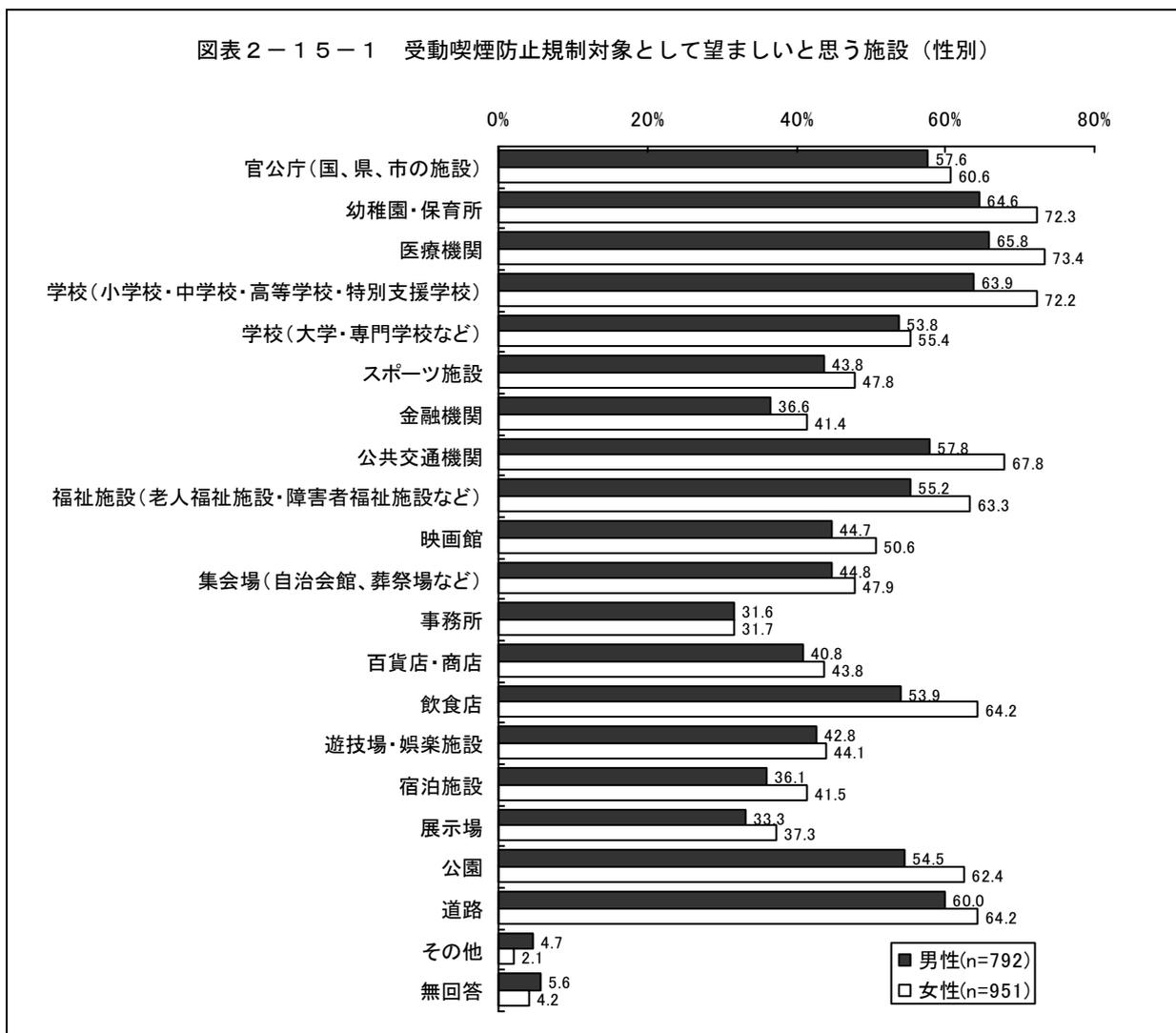
問 15. 受動喫煙を防止するために、規制対象とすることが望ましいと思う施設はどこですか。（当てはまるものすべてに○）

図表 2-15 受動喫煙防止規制対象として望ましいと思う施設（n=1,765）



(性別)

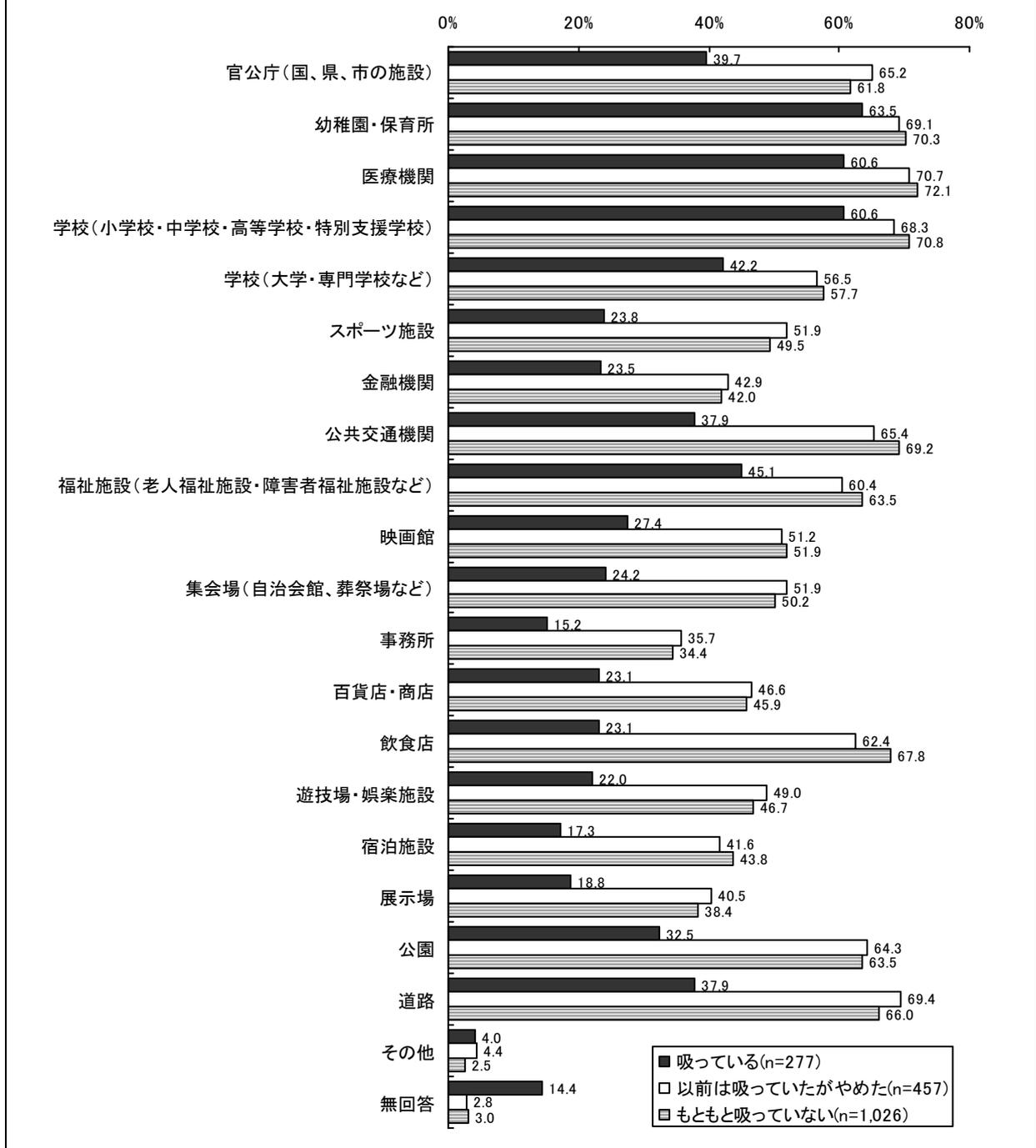
- どの施設においても、男性より女性の方が多くなっています。特に、「公共交通機関」と「飲食店」では女性の方が10%以上多くなっています。



(喫煙別)

●すべての項目で喫煙者が少なくなっていますが、特に「公共交通機関」「飲食店」「公園」「道路」では、以前は吸っていた人やもともと吸っていない人と比べて、30%前後少なくなっています。

図表 2-15-2 受動喫煙防止規制対象として望ましいと思う施設（喫煙別）

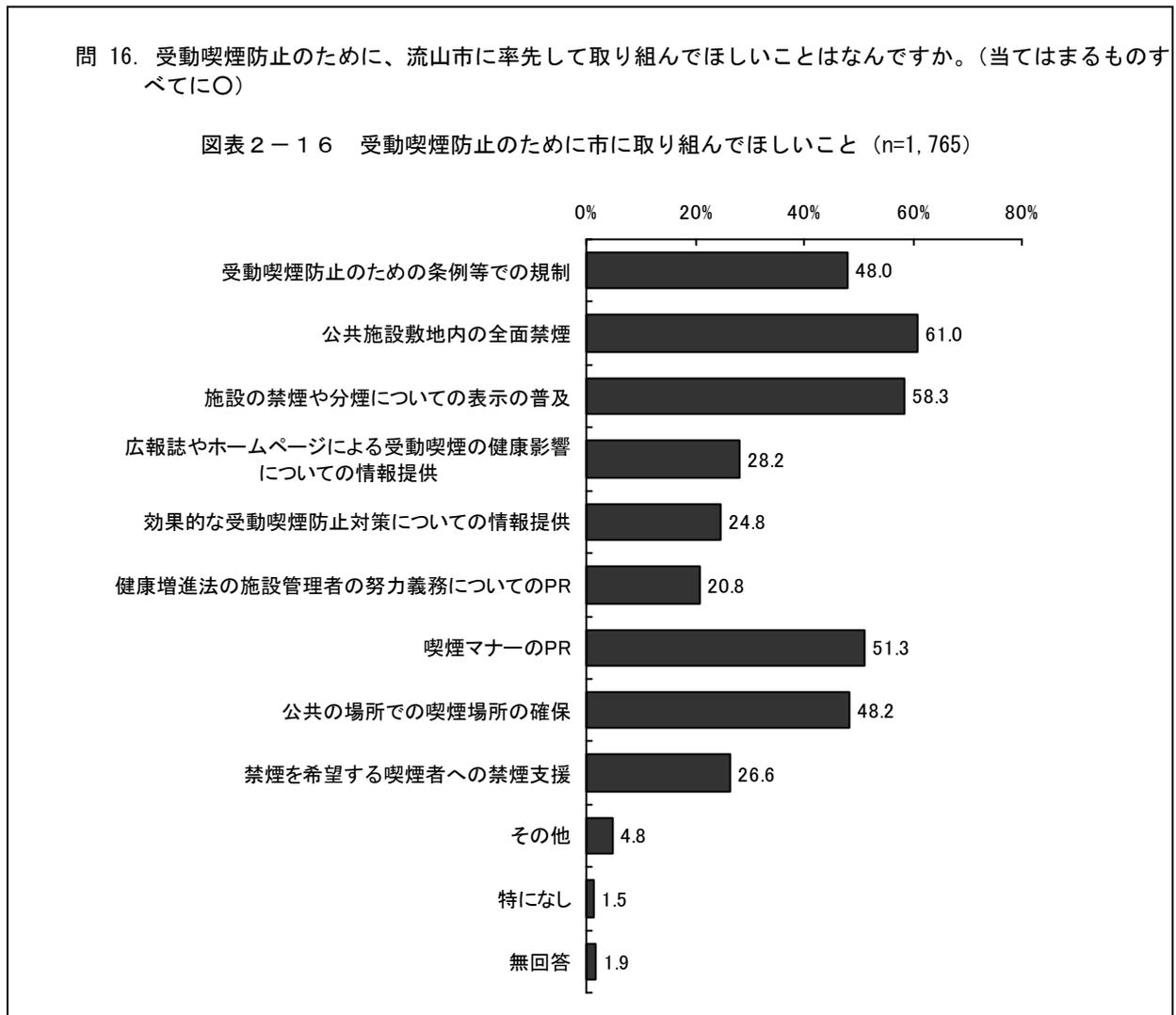


(その他の回答)

分類	主な内容	件数
公共の場	○みんなの集まる所全て（男性 30～39 歳） ○会社（女性 40～49 歳） ○駅（女性 20～29 歳）	16
その他	○共同住宅のベランダ（女性 40～49 歳） ○全ての会場で規制のし過ぎです（男性 60～69 歳） ○全てにおいて。喫煙所をしっかりと分けた上で（男性 30～39 歳）	27

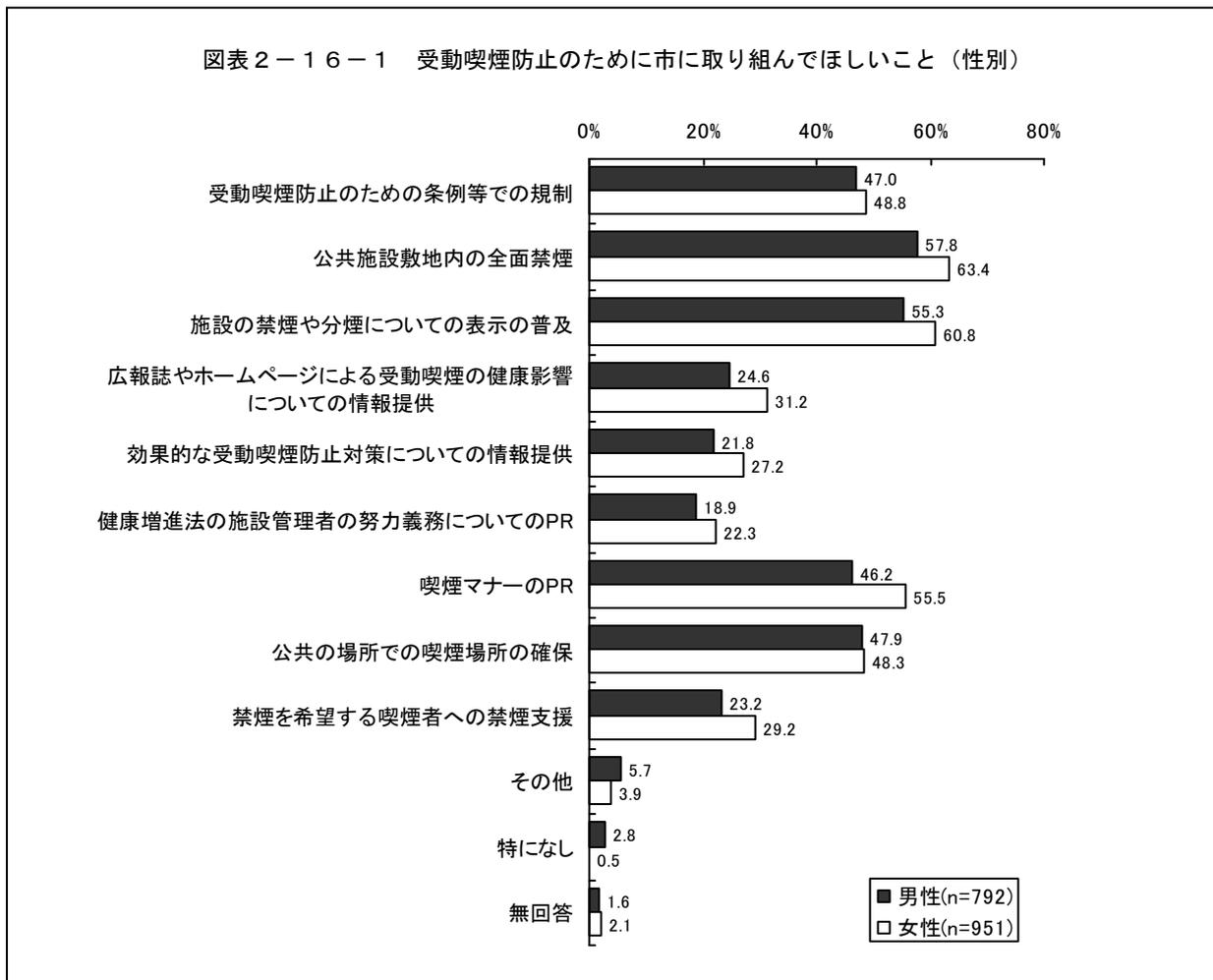
問 16. 受動喫煙防止のために、市に取り組んでほしいこと

- 市に率先して取り組んでほしいことで、「受動喫煙防止のための条例等での規制」「公共施設敷地内での全面禁煙」「施設の禁煙や分煙についての表示の普及」「禁煙マナーのPR」「公共の場所での喫煙場所の確保」で4割を越しています。
- また、もっとも多いのが「公共施設敷地内での全面禁煙」(61.0%)で、次いで「施設の禁煙や分煙についての表示の普及」(58.3%)、「禁煙マナーのPR」(51.3%)となっています。



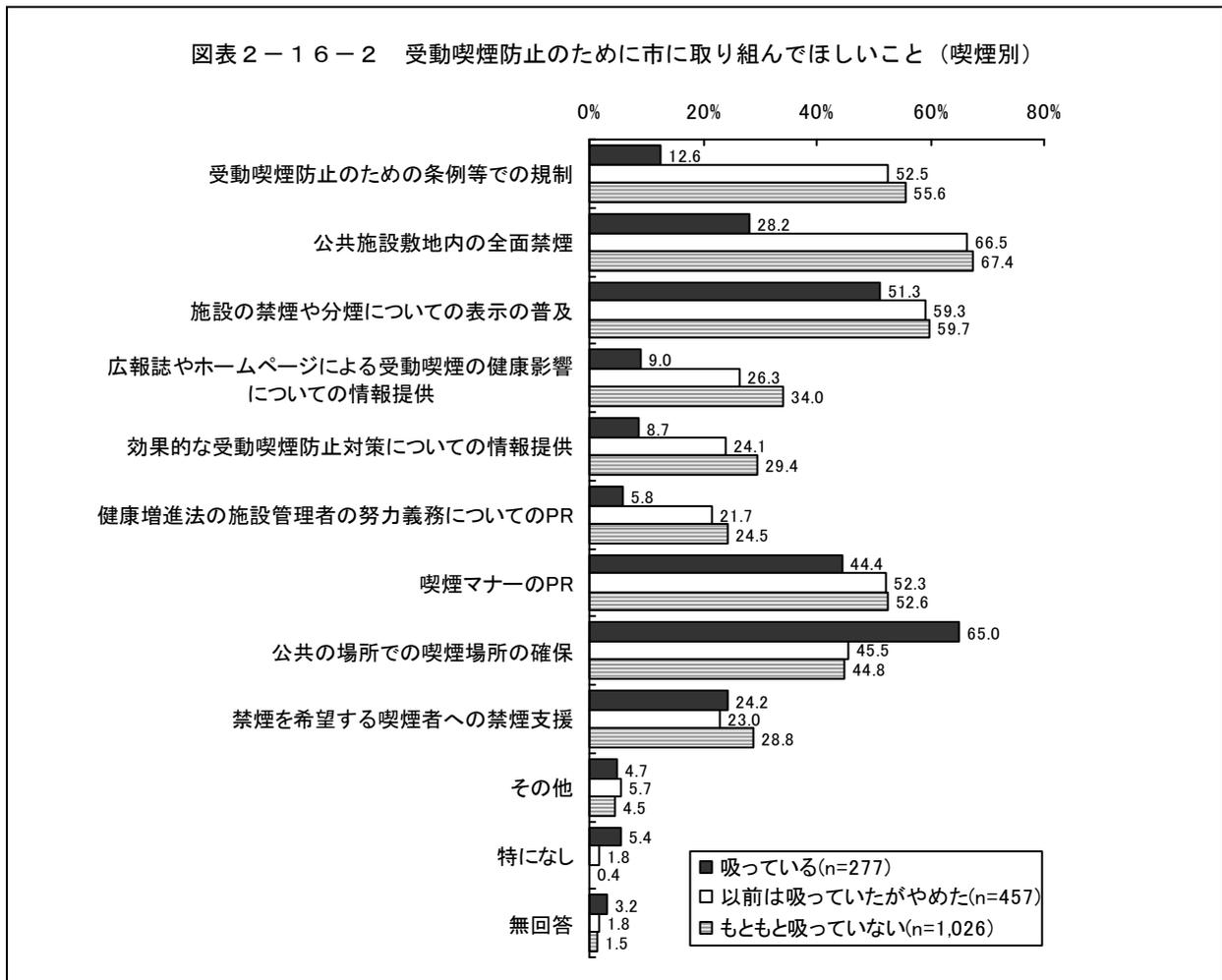
(性別)

●「その他」「特になし」以外の項目で、男性より女性の方が多くなっています。



(喫煙別)

- 市に率先して取り組んでほしい こととして、喫煙者は「公共の場所での喫煙場所の確保」(65.0%) となっています。
- 「公共の場所での喫煙場所の確保」と「禁煙を希望する喫煙者への禁煙支援」以外の項目では、喫煙者は、以前は吸っていた人やもともと吸っていない人と比べて少なくなっています。
- 以前は吸っていた人やもともと吸っていない人は、「受動喫煙防止のための条例等での規制」「公共施設敷地内での全面禁煙」「施設の禁煙や分煙についての表示の普及」「喫煙マナーのPR」で、それぞれ5割を超えています。



(その他の回答)

分類	主な内容	件数
罰則等の強化	○道路等、歩きながら吸っている人への罰金 (女性 40～49 歳) ○厳しい罰金制度の導入 (男性 20～29 歳) ○タバコの販売制限拡大 (男性 60～69 歳)	41
分煙等の区分け	○分煙はしきりだけではなく、個室にする (女性 50～59 歳) ○喫煙所の区画化、電気集塵機設置 (男性 40～49 歳) ○分煙の徹底 (女性 30～39 歳)	15
歩きタバコ	○歩きタバコ。ベランダ喫煙の禁止 (女性 30～39 歳) ○道路でのタバコのポイ捨てが多い (街の美化の強化) (女性 70～64 歳) ○歩きタバコ、自転車乗車中の喫煙防止 (女性 30～39 歳)	14
その他	○喫煙者の嗜好への配慮が同時に PR されるべき (男性 30～39 歳) ○喫煙者を犯罪者のようにするのはどうかと思う。喫煙場所さえあれば迷惑掛けないと思うが (女性 40～49 歳) ○禁煙地域の見回りと指導強化 (男性 40～49 歳)	18

問 17. 受動喫煙防止対策についての意見、提案（自由記述）

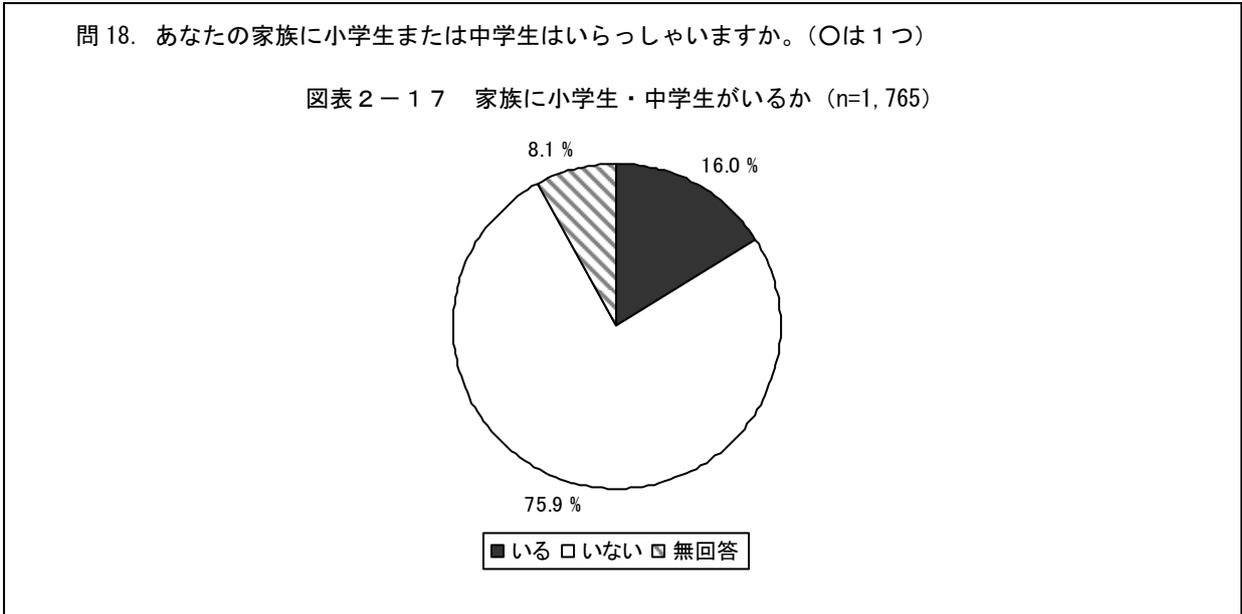
問 17. 受動喫煙防止対策についてご意見・ご提案がございましたら、ご自由にお書き下さい。

分類	主な内容	件数
罰則・規則等の強化	<p>○子供が利用する施設や場所（道路なども）での防止対策に力を入れてほしいと思います。数年前、子供がまだ4～5才だった頃、せまい道で歩きタバコの人とすれちがったことがありました。ほんの少し煙たい程度でしたが、タバコの火が子供の顔のすぐわきにありました。持っていた風船に火があたって、風船が割れてしまいました。あれがもし顔だったらと思うと（目の高さだったので）こわいなあとと思います。受動喫煙を防止することで、煙以外の被害も防げるのではないのでしょうか（女性 30～39歳）</p> <p>○以前喫煙をしていた者としての意見ですが、道路や公園などは禁煙を絶対してほしいと思う反面、室内等喫煙するスペースは確保すべきだとも思います。そういう場所が少なくなっているから、歩きたばこが減らないのでは…と思ったり。私は喫煙していた時は最低限のマナーとして決められた所では吸わないようにしていましたが…。喫煙者へのマナーも呼びかけていくことが大事だとも思います（女性 30～39歳）</p> <p>○喫煙者は喫煙がいかに自分の健康のみならず、非喫煙者の健康を害している事の重大性を認識していない。厳密に言えば喫煙自体が犯罪だとも思います。更に喫煙者のマナーの悪さは目に余る。流山市内もポイ捨て禁止のはずだが、一向に改善が見られない。官製のステッカーを配布する等推進して欲しい。国はタバコの税収がネックで規制に踏み切らないが、国民の健康と税収とどちらが大事か考えて欲しい。タバコは麻薬と同じだと思う。早急に法的整備を行い、タバコの全面禁止を目指して欲しい。すぐには無理であれば、タバコの価格を1箱最低でも1000円程度に引き上げるべきかとも思います（男性 60～69歳）</p>	162
分煙の強化	<p>○とにかくマナーが悪い喫煙者が多いです。歩きタバコ等は迷惑なことが多いので、マナー指導の強化と分煙化の促進をおねがいしたいです（男性 20～29歳）</p> <p>○最近、レストランや喫茶店でも全面禁煙のお店が多くなって非喫煙者の私にとって過ごしやすくなりました。ただ、タバコを吸う人がかわいそうになるぐらい吸う場所が少なくなっている気がするので、道路や公園の一区画など、お金をかけなくてもタバコが吸えて、ベンチに座れるような場所を作ってあげた方がよいと思います（女性 20～29歳）</p> <p>○受動喫煙は身体に良くないのはわかりますが、他にも色々と体に悪いのが多く有ります。喫煙場所を明確に提示し、何がなんでも規制は必要ないと考えます。販売している以上市内にも税が入っていますので、マナーをもっとPRすることが重要です。年々喫煙場所以外で吸っている人を見掛けるのが少なくなっています（女性 60～69歳）</p>	150
喫煙マナー	<p>○1, 喫煙者を減らすことが根本的な対策になると考えますので、青少年のうちに吸わないようにタバコのをしっかり中・高校で教育することが必要と考えます。2, 喫煙者の「権利」もあると思いますので、法や条例などで規制することはやり過ぎではないかと考えます。喫煙者の自覚を促進する対策をお願いします（男性 70～74歳）</p> <p>○全面禁煙というのには反対です。50代以上の方の喫煙マナーが悪いです。ポイ捨て（ドブの方に捨てたり…）が出勤時に多く見られます。（穴が空いていればゴミ箱のよう…）全体的にタバコ以外でもタンやツバをはきすてる行為自体にも何か法的なもので対策が出来ると良いのですが…。自分の事しか考える事のできない余裕の無い社会になってしまったのかもしれない（女性 20～29歳）</p> <p>○妊娠中は自分が出産すると自分と子供がタバコの煙を避けて歩かなければならず、ベビーカーで道を変えたりするのは大変な事である。とくに狭い道では危険でもあるので歩きタバコは止める等の呼びかけが大切だと思う（ポスターや広告にて）（女性 30～39歳）</p>	111

分類	主な内容	件数
指導・教育・周知が必要	<p>○喫煙や受動喫煙が自分だけでなく周囲の人達も害する大きなリスクを持っているということを知らせる広報活動をすすめ、まず公共団体、自治体が率先して規制を行っていくのが望ましい。分煙したり、喫煙場所を設けるなら、きちんとその為の設備も整備して利用できるようにし、受動喫煙防止が単なる声かけだけに終わらないように、現実に広がって行くように努力してほしい。流山市民がこぞって健康増進に向かえるよう、音頭取りをしてほしい（女性 60～69歳）</p> <p>○喫煙者に対してしっかりとした啓蒙活動を行うべき。歩きタバコをしている人が多いと思います。大変めいわく。彼らは多分受動喫煙をあまり考えていないと思います（女性 30～39歳）</p> <p>○喫煙マナーのPRの徹底と、健康への影響の教育、及び喫煙場所の確保がなされれば、改善されると思います。健康への影響についての教育は学校教育での徹底により認識を高められるのではないのでしょうか？（男性 60～69歳）</p>	84
その他	<p>○ヒステリックな禁煙運動に冷静になって考えてみる必要がある。喫煙者しか肺がんにならないと考えている馬鹿な人もいる。タバコの煙に害があるなら車の排ガスはどうなるのか。はるかに害がある様に思う。なぜ規制しないのか（男性 20～29歳）</p> <p>○分煙補助金制度を望む。飲食店、喫茶店は喫煙者をさけて通れないのが実情。分煙を行いたくても換気システムの導入で多額のコストがかかるため、市である程度の補助金を出すような制度があれば分煙化が進むと思う（男性 30～39歳）</p> <p>○今回の市民アンケートにより、受動喫煙防止について対策が出たという事を知りました。喫煙者の方にはキツイかもしれませんが、何より健康第1！を考えたら、受動喫煙防止対策はたばこによる受動喫煙に悩む者にとって大変ありがたい事です。まだまだ沢山の場所が禁煙・分煙になっていないので、これから先受動喫煙防止対策が広まり、色々な取り組みが行われる事を願います（女性 30～39歳）</p>	142

問 18. 家族に小学生・中学生がいるか

- 「いる」と回答した人が 16.0%、「いない」と回答した人が 75.9%となっています。

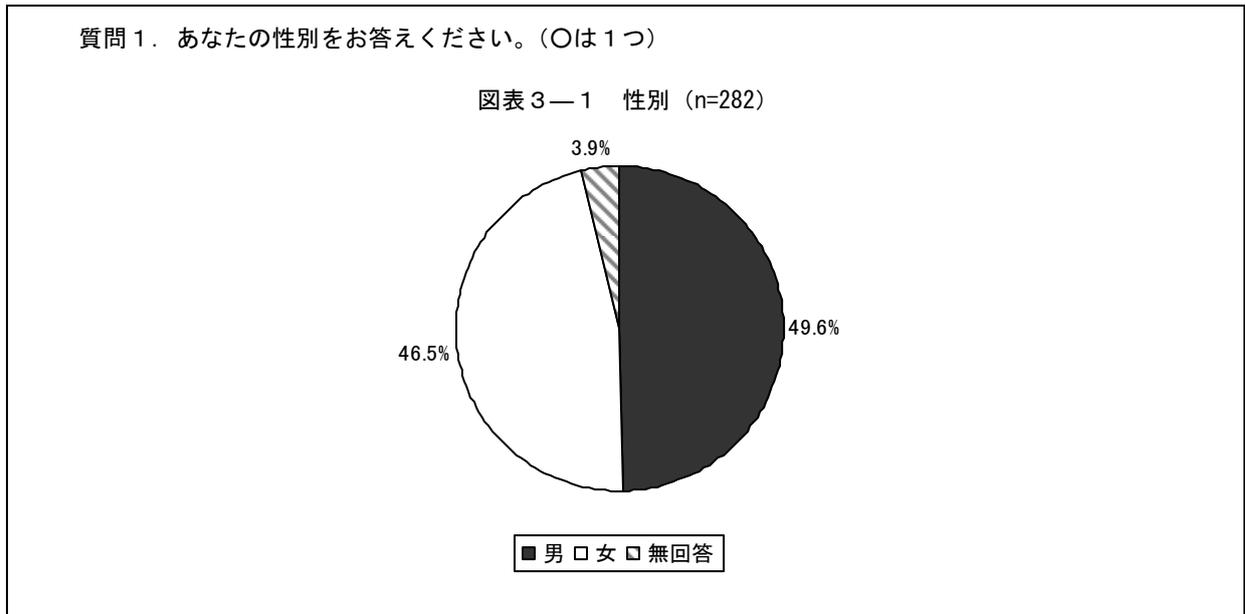


2 小中学生

一般市民向けアンケートの「問 18. あなたの家族に小学生または中学生はいらっしゃいますか」で、「1 いる」と回答している 282 名を対象としています。

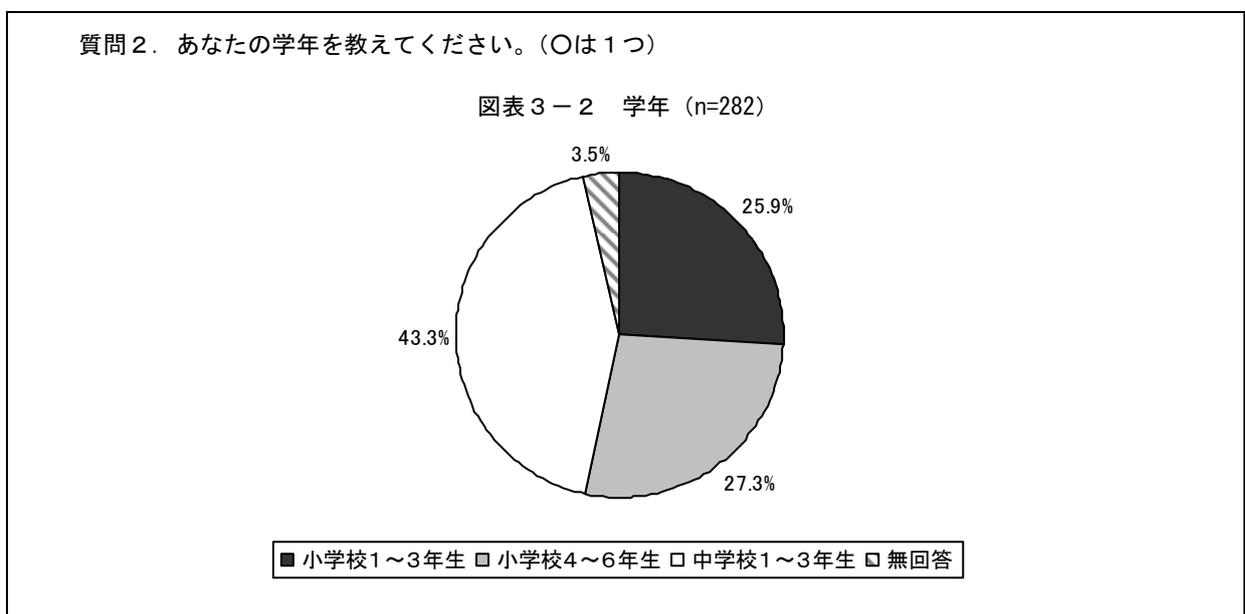
質問 1. 性別

●男 49.6%、女 46.5%と、ほぼ半数ずつとなっています。



質問 2. 学年

●中学校 1～3年生が 43.3%と最も多く、次いで小学校 4～6年生 (27.3%)、小学校 1～3年生 (25.9%) となっています。

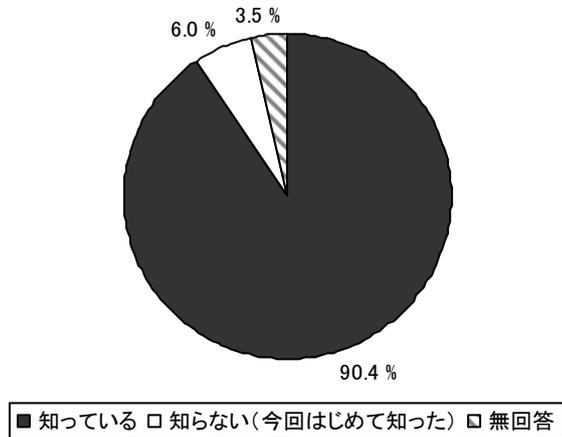


質問3. 喫煙が及ぼす害を知っているか

●喫煙による害があることを知っている子どもは、約9割となっています。

質問3. たばこを吸うことは本人の体に害があると知っていますか。(〇は1つ)

図表3-3 喫煙の害を知っているか (n=282)

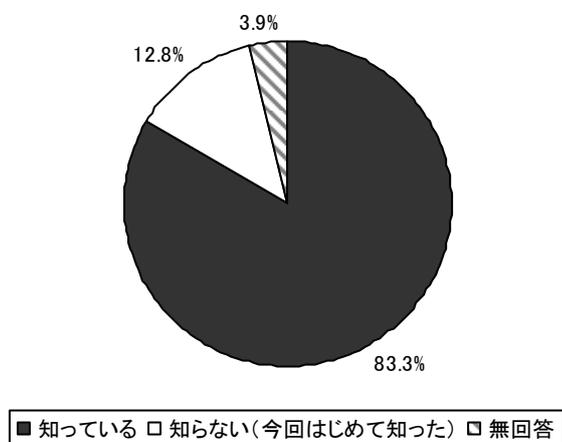


質問4. 副流煙の害を知っているか

●副流煙の害について知っている子どもは、8割以上となっています。

質問4. 他の人が吸っているたばこの煙を吸うことが、体に害があると知っていますか。(〇は1つ)

図表3-4 副流煙の害を知っているか (n=282)

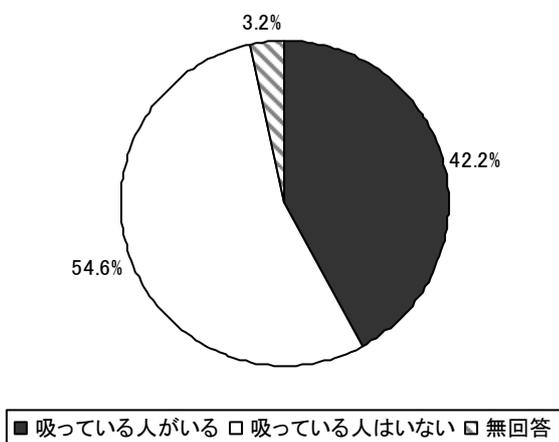


質問5. 家族内喫煙者

- 家族内に喫煙者がいる子どもは、約4割となっています。

質問5. 家族にたばこを吸っている人はいますか。(〇は1つ)

図表3-5 家族内喫煙者について (n=282)

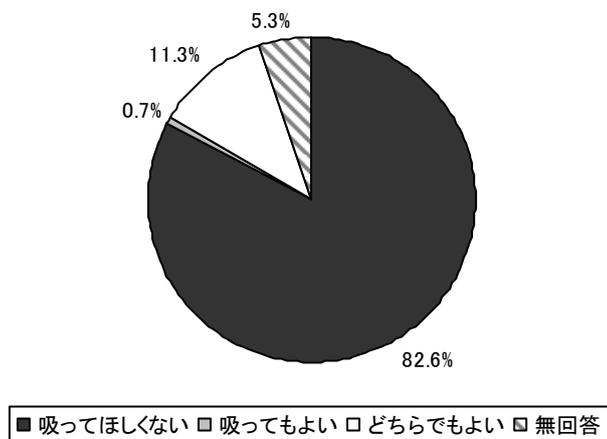


質問6. 家族内喫煙者をどう思うか

- 家族がたばこを吸うことについて、子どもの8割以上は「吸ってほしくない」と回答しています。

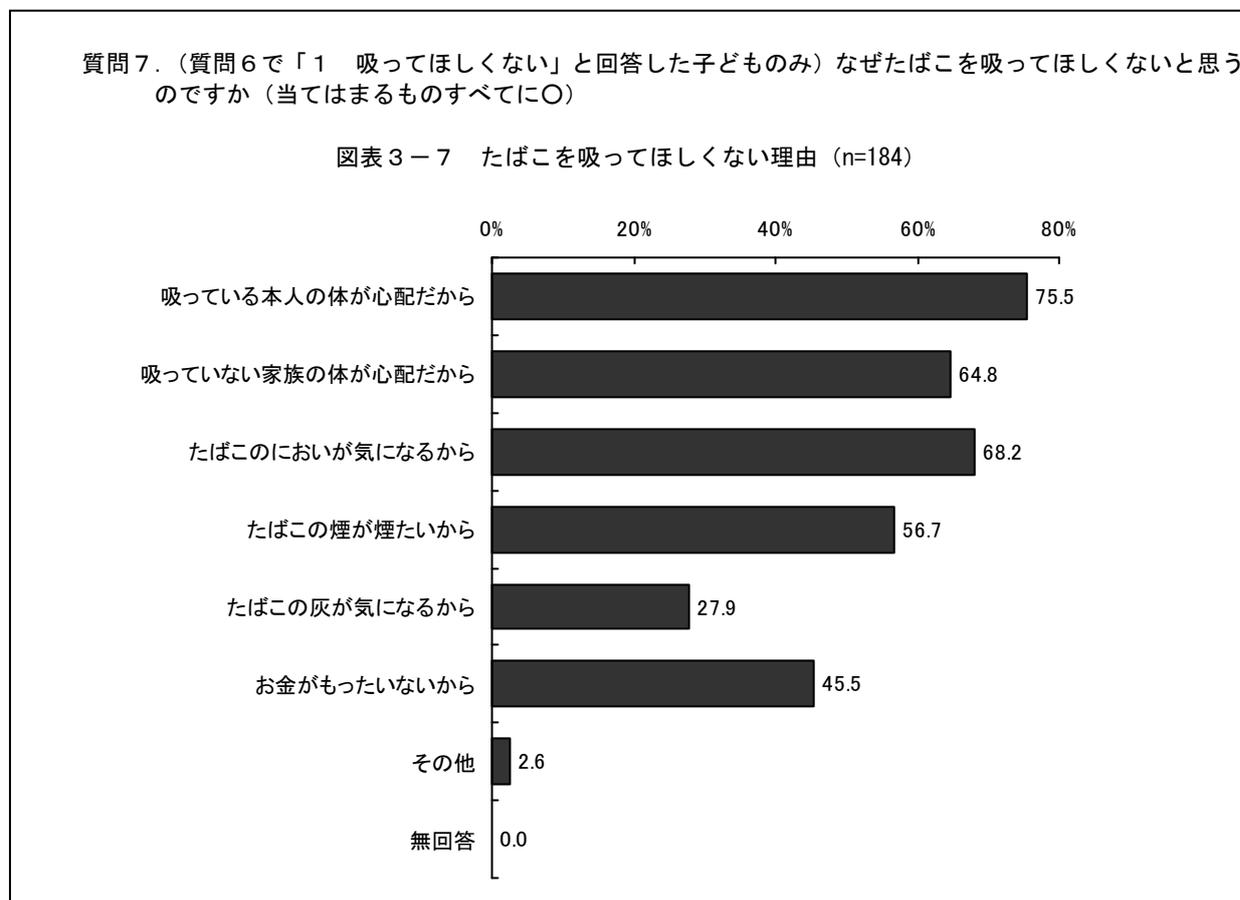
質問6. 家族がたばこを吸うことについてどのように思いますか。(〇は1つ)

図表3-6 家族内喫煙者をどう思うか (n=282)



質問7. 喫煙してほしくない理由

- 喫煙してほしくない理由として、「吸っている本人の体が心配だから」(75.5%) がもっとも多く、次いで「たばこのにおいが気になるから」(68.2%)、「吸っていない家族の体が心配だから」(64.8%) となっています。

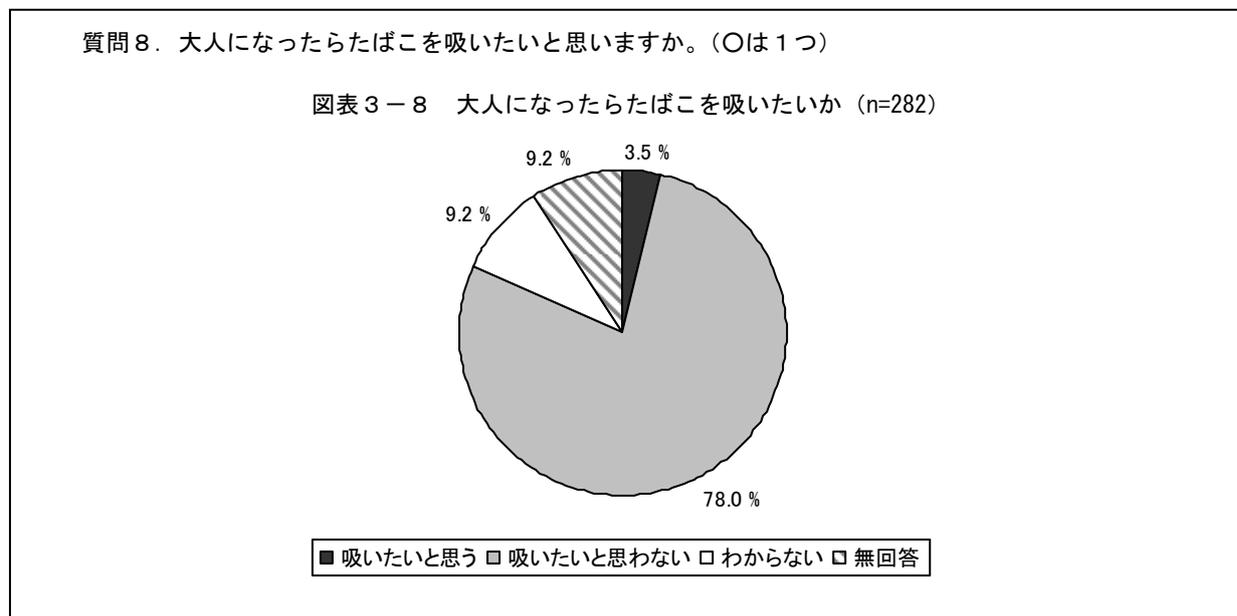


(その他の回答)

分類	主な内容	件数
その他	○病気になると心配だから (男 小学校4～6年生) ○長くいきしてほしいから (女 小学校4～6年生) ○においをかぐときもちわるくなるから (男 小学校4～6年生)	8

質問8. 将来たばこを吸いたいと思うか

- 「吸いたいと思わない」と回答した子どもは 78.0%と、8割弱となっています。また、「吸いたいと思う」が 3.5%、「わからない」が 9.2%となっています。



質問9. たばこについて思っていること（自由記述）

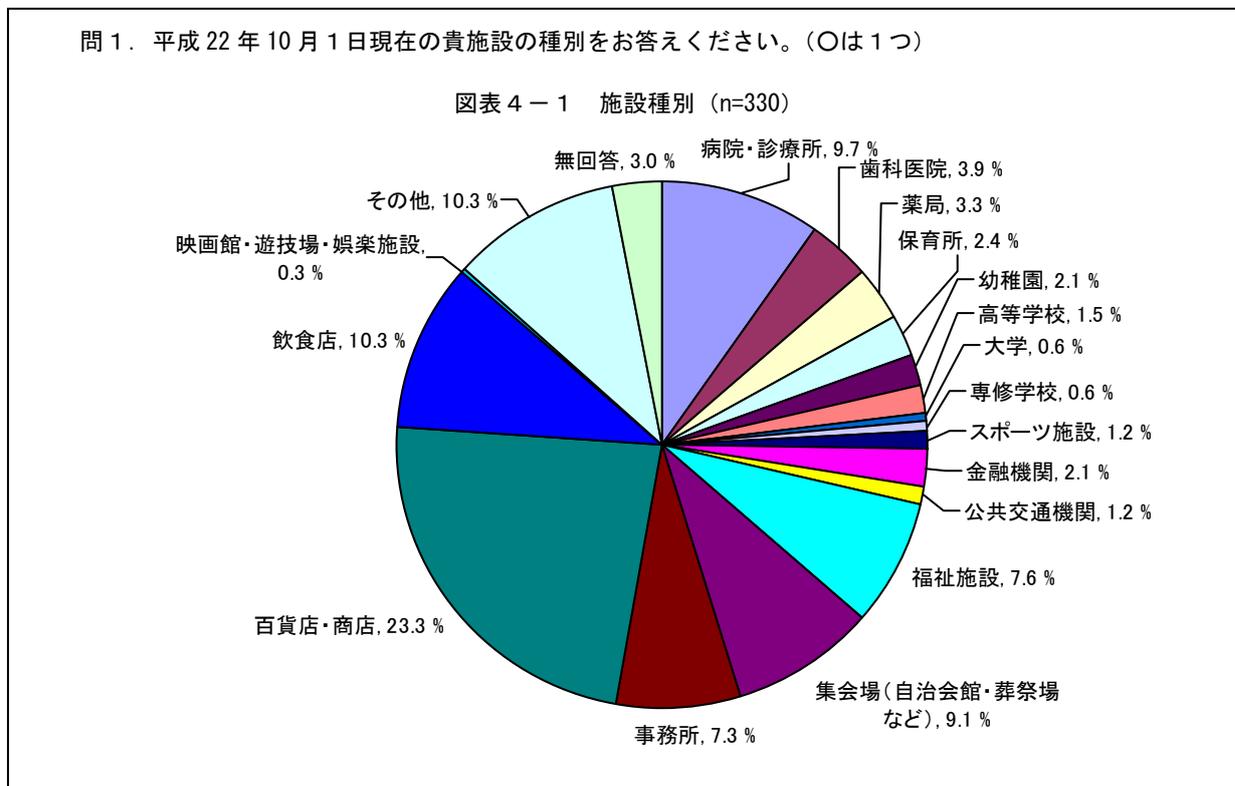
質問9. たばこについて思っていることがありましたら、自由に書いてください。

分類	主な内容	件数
害がある	○からだにわるいから、ぼくは、きになるから、ぼくのまえではすってほしくない (男 小学校1～3年生) ○何でタバコがこの世の中にあるのか不思議に思った。吸うと肺の中が汚くなって体力も落ちるから、タバコはいらないと思う (男 中学校1～3年生) ○吸っても体には毒だし、お金もかかるし、周りの人にも迷わくだから。「おれたちは税金をたくさん出してるんだー！」といぼっている人がいるけど、だから？と思う (女 中学校1～3年生)	25
やめてほしい、吸わないほうがいい	○できれば家族や他の人にたばこを吸ってほしくないと思います (女 小学校4～6年生) ○くさいと思うからやめてほしい (男 小学校4～6年生) ○たばこは害がある為やめて欲しい (女 中学校1～3年生)	13
その他	○二十過ぎて吸うなら良いけど、家族や他人が病気にならないよう気を付けてくれれば良い。自己責任だし (男 中学校1～3年生) ○道路に喫煙所があってタバコを吸っている人がいるが、タバコの煙がにおうので喫煙所をなくしてほしいです (男 中学校1～3年生) ○たばこを売らないでほしい (女 中学校1～3年生)	42

3 事業所等

問1. 施設の種別

- 「百貨店・商店」が23.3%ともっとも多く、次いで「飲食店」「その他」が10.3%ずつ、「病院・診療所」が9.7%となっています。



(その他の回答)

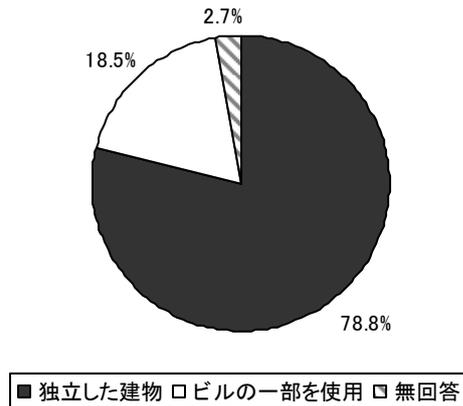
分類	主な内容	件数
その他	○家電販売 ○たばこ小売店 ○美容室	33

問2. 施設形態

- 「独立した建物」の形態が78.8%で、「ビルの一部を使用」した形態が18.5%となっています。

問2. 平成22年10月1日現在の貴施設の形態をお答えください。(○は1つ)

図表4-2 施設形態 (n=330)

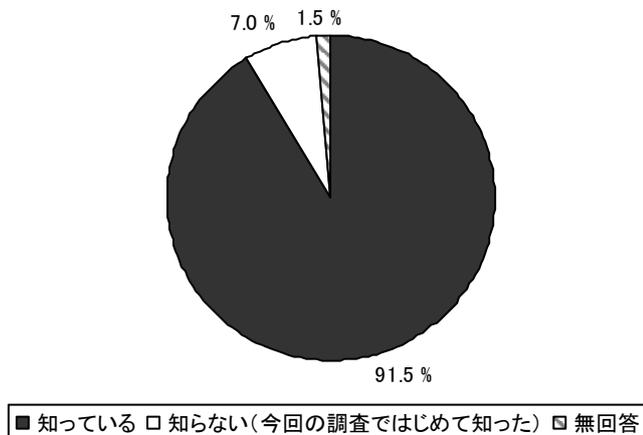


問3. 受動喫煙を知っているか

- 受動喫煙について知っている管理者は、9割以上となっています。

問3. 「受動喫煙」をご存知ですか。(○は1つ)

図表4-3 受動喫煙を知っているか (n=330)

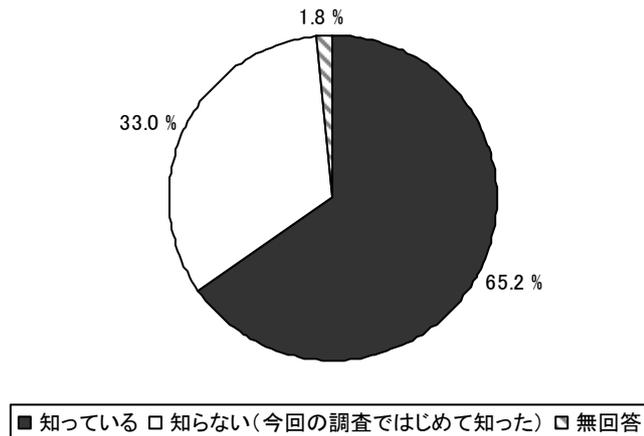


問4. 健康増進法で定められた措置を知っているか

- 定められた措置について「知っている」管理者は65.2%ですが、「知らない」管理者も33.0%います。

問4. 健康増進法（平成15年施行）で「多数の者が利用する施設の管理者は、利用者の受動喫煙を防止するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定められていることをご存知ですか。（○は1つ）

図表4-4 健康増進法で定められた措置を知っているか（n=330）

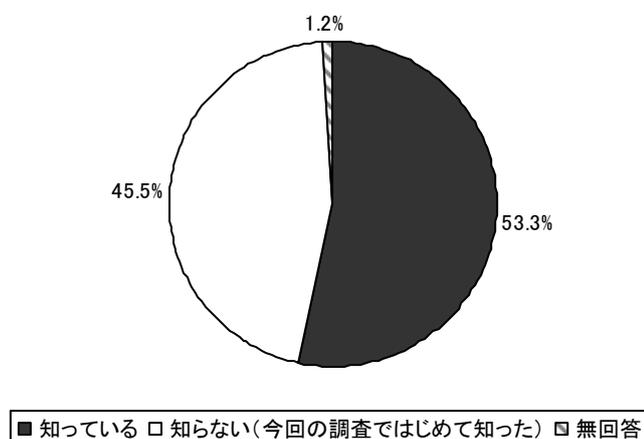


問5. 受動喫煙防止対策を知っているか

- 厚生労働省が出した対策については、53.3%の管理者が「知っている」と回答していますが、45.5%の管理者は「知らない」と回答しています。

問5. 平成22年2月25日付けで厚生労働省より、受動喫煙防止についての対策が出されたことをご存知ですか。（○は1つ）

図表4-5 受動喫煙防止対策を知っているか（n=330）

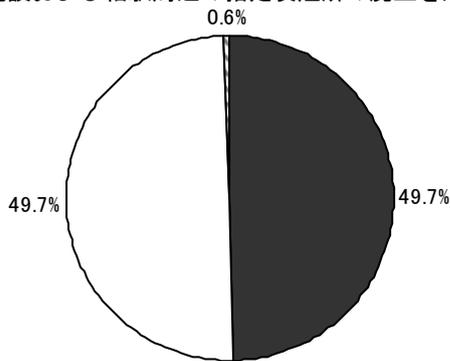


問6. 柏市の公共施設および柏駅周辺の指定喫煙所の廃止について

- 敷地内禁煙や指定喫煙所の廃止については、「知っている」「知らない」共に49.7%と、半々となっています。

問6. 柏市が平成22年5月31日から、公共施設の敷地内禁煙を実施し、柏駅周辺の指定喫煙所を廃止したことをご存知ですか。(○は1つ)

図表4-6 柏市の公共施設および柏駅周辺の指定喫煙所の廃止を知っているか (n=330)



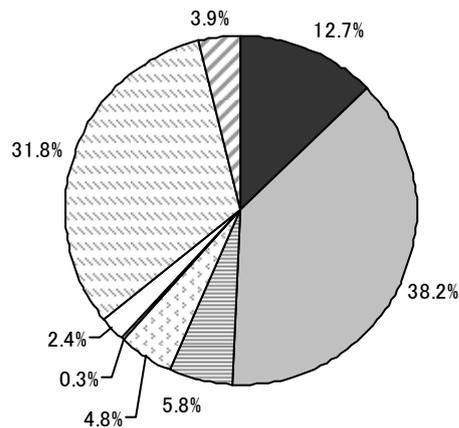
■ 知っている □ 知らない(今回の調査ではじめて知った) □ 無回答

問7. 実施している受動喫煙防止対策

- 対策として、「建物内を禁煙にしている」(38.2%) がもっとも多く、次いで「対策はしていない」(31.8%)、「敷地内を禁煙にしている」(12.7%) となっています。

問7. 貴施設が実施している受動喫煙を防止するための対策をお答えください（○は1つ）

図表4-7 実施している受動喫煙防止対策 (n=330)



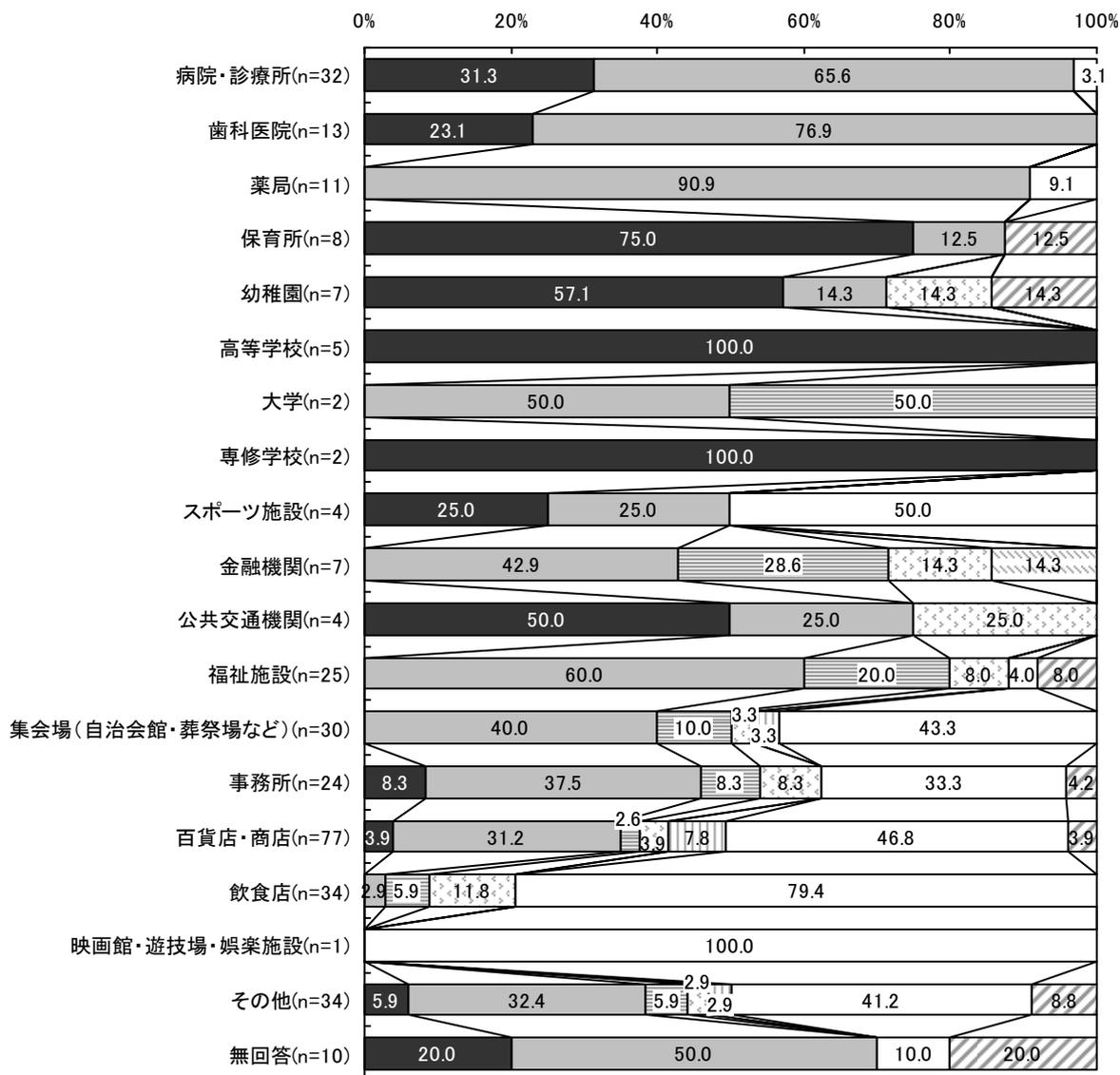
- 敷地内を禁煙にしている
- 建物内を禁煙にしている
- 喫煙室や喫煙席、禁煙席等を設置し、煙が喫煙場所から禁煙場所に流れないように措置をしている
- 喫煙室や喫煙席、禁煙席等を設置しているが、煙が喫煙場所から禁煙場所に流れることがある
- 昼食時間帯など一定の時間帯は、禁煙にしている
- その他
- 対策はしていない
- 無回答

(施設別)

●施設ごとに対策をしていない施設の割合をみると、「映画館・遊技場・娯楽施設」(100.0%)がもっとも多く、次いで「飲食店」(79.4%)、「スポーツ施設」(50.0%)となっています。

●「敷地内を禁煙にしている」と「建物内を禁煙にしている」を合わせると、「病院・診療所」「歯科医院」「薬局」「保育所」「幼稚園」「高等学校」「専修学校」「公共交通機関」で7割を超えています。

図表4-7-1 実施している受動喫煙防止対策（施設別）



- 敷地内を禁煙にしている
- 建物内を禁煙にしている
- ▨ 喫煙室や喫煙席、禁煙席等を設置し、煙が喫煙場所から禁煙場所に流れないように措置をしている
- ▨ 喫煙室や喫煙席、禁煙席等を設置しているが、煙が喫煙場所から禁煙場所に流れることがある
- ▨ 昼食時間帯など一定の時間帯は、禁煙にしている
- その他
- 対策はしていない
- 無回答

(その他の回答)

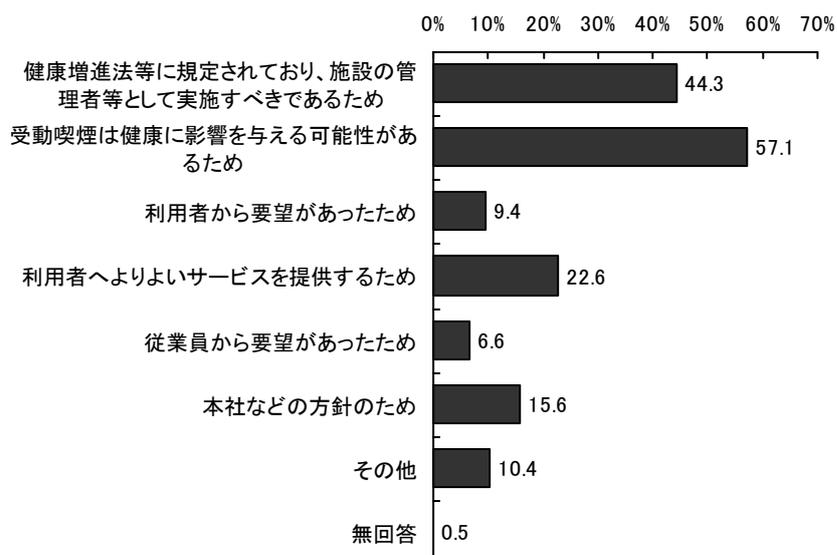
分類	主な内容	件数
その他	○駐車場の一角に灰皿を設置し、入口等からは離している（百貨店・商店） ○禁煙にはしていないが灰皿を置かない（百貨店・商店） ○営業フロアは禁煙にしている（その他）	12

問8. 受動喫煙防止対策を実施している理由

- 実施している理由として、「受動喫煙は健康に影響を与える可能性があるため」(57.1%)がもっとも多く、次いで「健康増進法等に規定されており、施設の管理者等として実施すべきであるため」(44.3%)、「利用者へよりよいサービスを提供するため」(22.6%)となっています。

問8. (問7で「1～6」を選んだ方) 貴施設が対策を実施している主な理由は何ですか (当てはまるものすべてに○)

図表4-8 受動喫煙防止対策を実施している理由 (n=212)



(その他の回答)

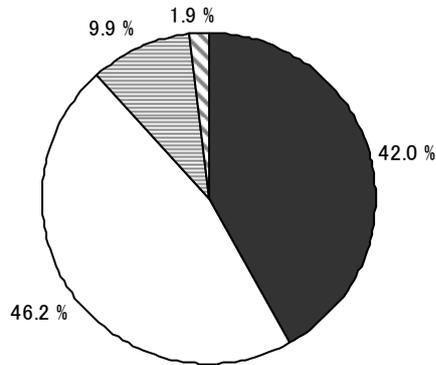
分類	主な内容	件数
その他	○基本は分煙にしたほうが良いとの判断より (福祉施設) ○知事会の建物なので安全性を考慮して (集会場) ○商品に臭いがつくため (百貨店・商店)	22

問9. 受動喫煙防止対策をいつから実施しているか

●受動喫煙防止対策の実施時期は、「平成15年5月1日以後から実施」(46.2%)がもっとも多く、次いで「平成15年4月30日以前から実施」(42.0%)となっています。

問9. (問7で「1~6」を選んだ方) 貴施設の対策はいつから実施していますか (〇は1つ)

図表4-9 受動喫煙防止対策を実施した時期 (n=212)



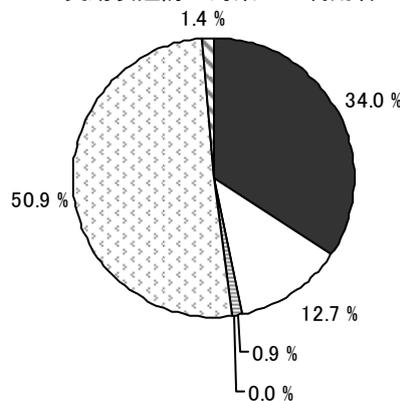
- 平成15年4月30日以前(健康増進法施行前)から実施
- 平成15年5月1日以後(健康増進法施行後)から実施
- ▨ 平成22年2月25日以後(厚生労働省局長通知後)から実施
- 無回答

問10. 受動喫煙防止対策への、利用者からの反応

●利用者からの反応は、「意見はない」(50.9%)がもっとも多く、次いで「肯定的な意見が多い」(34.0%)、「どちらかというとな肯定的な意見が多い」(12.7%)となっています。

問10. (問7で「1~6」を選んだ方) 貴施設の対策について、利用者からはどのような反応がありますか (〇は1つ)

図表4-10 受動喫煙防止対策への利用者からの反応 (n=212)



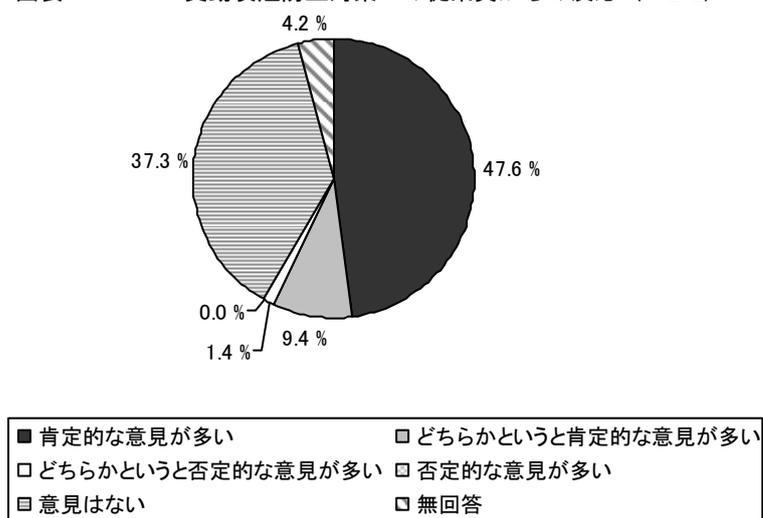
- 肯定的な意見が多い
- どちらかというとな肯定的な意見が多い
- ▨ どちらかというとな否定的な意見が多い
- 否定的な意見が多い
- 意見はない
- 無回答

問 11. 受動喫煙防止対策への、従業員からの反応

- 従業員からの反応は、「肯定的な意見が多い」(47.6%) がもっとも多く、次いで「意見はない」(37.3%)、「どちらかというとな肯定的な意見が多い」(9.4%) となっています。

問 11. (問7で「1～6」を選んだ方) 貴施設の対策について、従業員からはどのような反応がありますか (〇は1つ)

図表 4-1-1 受動喫煙防止対策への従業員からの反応 (n=212)

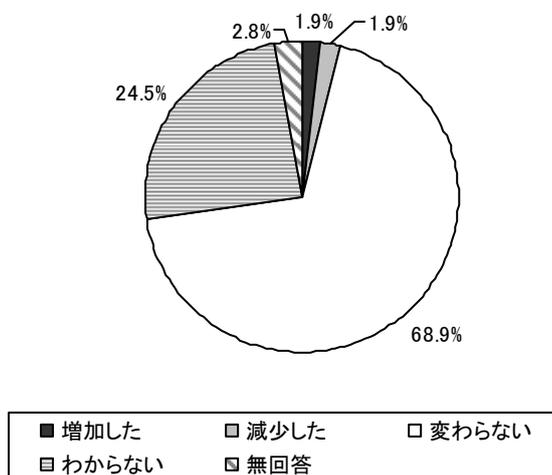


問 12. 受動喫煙防止対策実施後の、利用者や売り上げへの影響

- 利用者や売り上げへの影響は、「変わらない」(68.9%) がもっとも多く、次いで「わからない」(24.5%) となっています。

問 12. (問7で「1～6」を選んだ方) 貴施設は、対策を実施したことにより、利用者や売り上げに変化はありましたか。(〇は1つ)

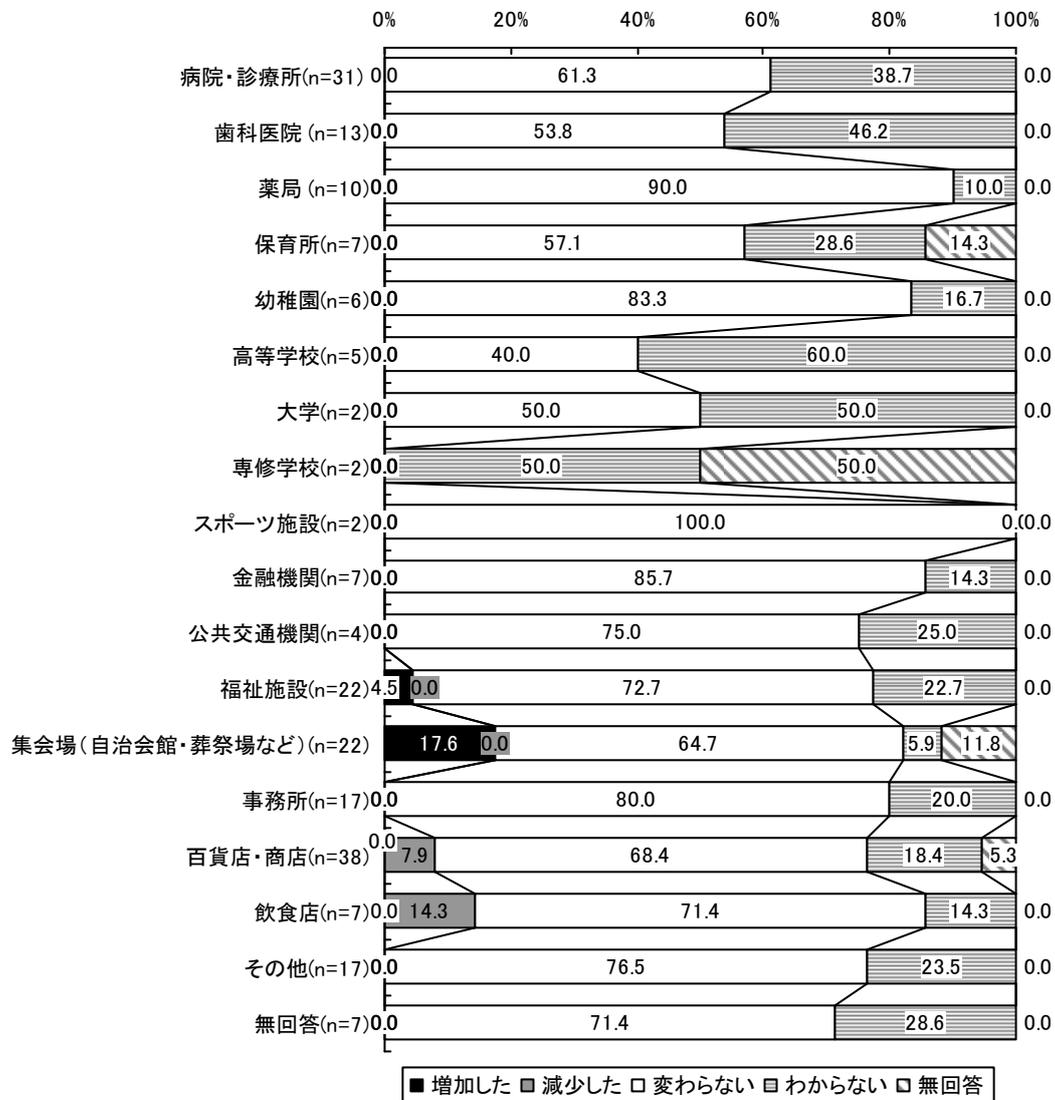
図表 4-1-2 受動喫煙防止対策実施後の利用者や売り上げへの影響 (n=212)



(施設別)

●「減少した」との回答は、「百貨店・商店」「飲食店」で若干ありましたが、ほとんどの施設では「変わらない」という回答が半数以上を占めています。

図表 4-12-1 受動喫煙防止対策実施後の利用者や売り上げへの影響 (施設別)



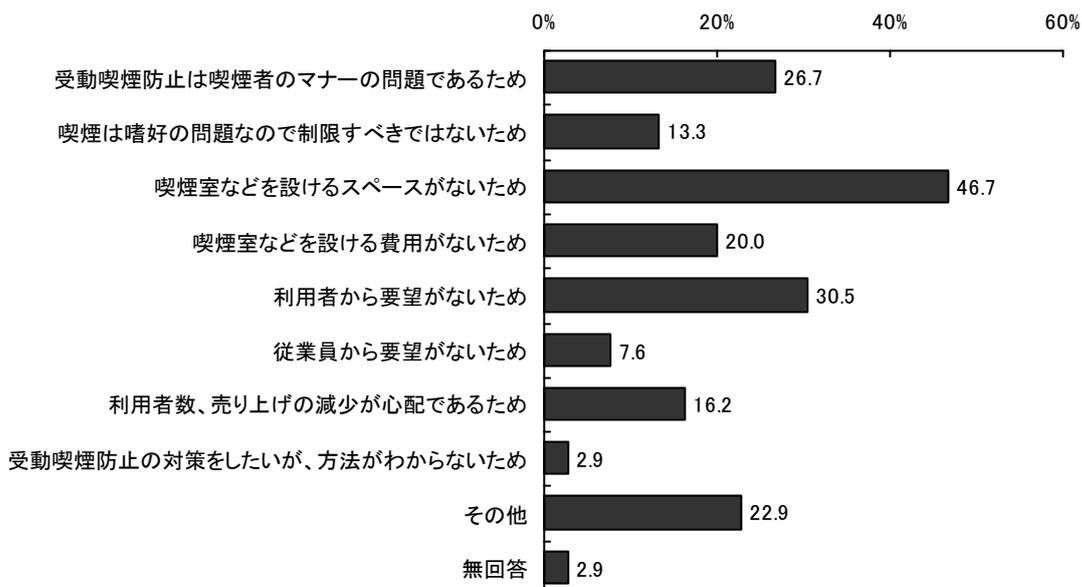
*「映画館・遊技場・娯楽施設」は該当施設なしのため省略しています

問 13. 受動喫煙防止対策を実施していない理由

- 実施していない理由として、「喫煙室などを設けるスペースがないため」(46.7%)がもっとも多く、次いで「利用者からの要望がないため」(30.5%)、「受動喫煙防止は喫煙者のマナーの問題であるため」(26.7%)となっています。

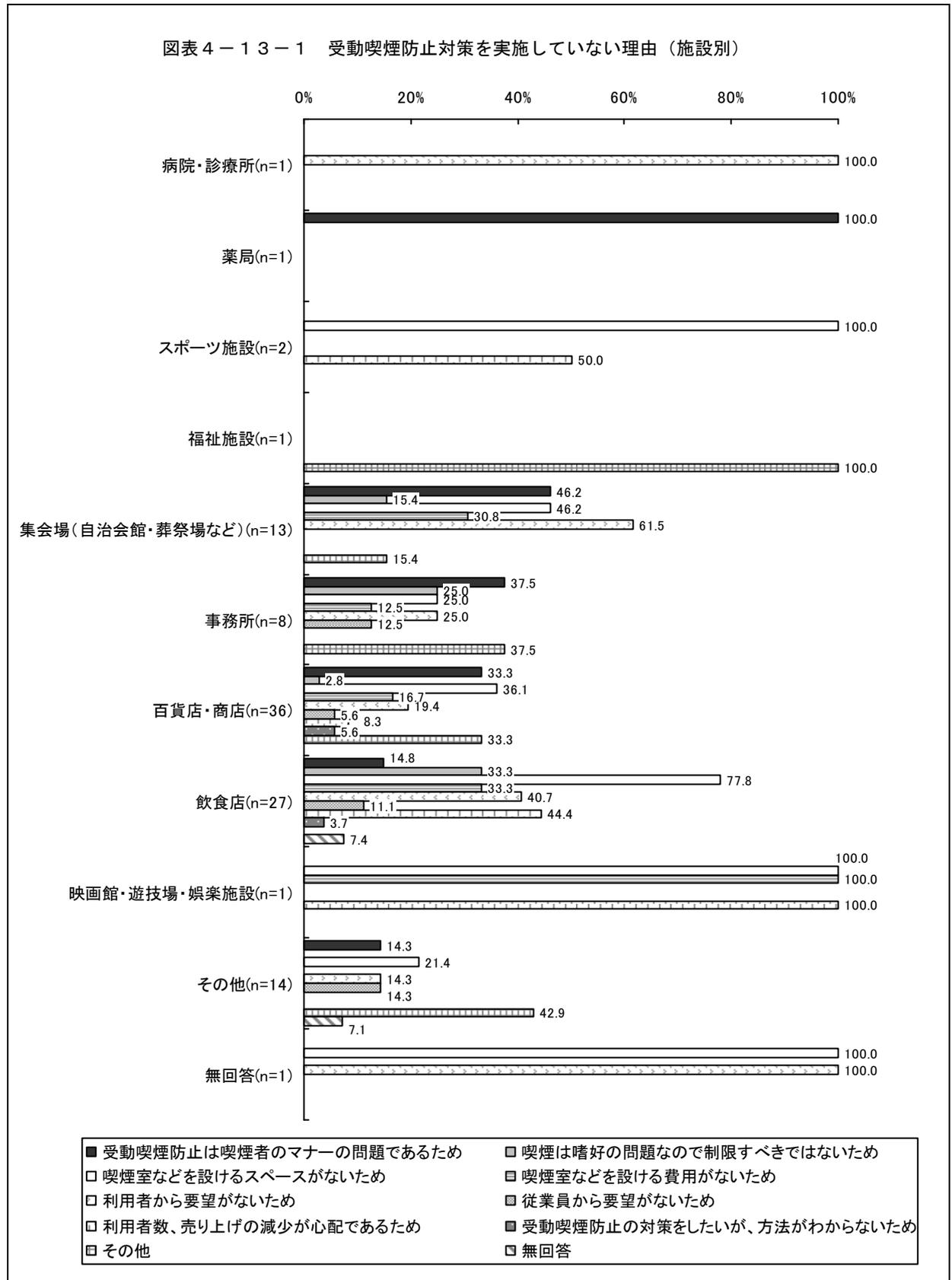
問 13. (問 7 で「7 対策はしていない」を選んだ方) 貴施設が対策を実施していない理由は何ですか。
(当てはまるものすべてに○)

図表 4-13 受動喫煙防止対策を実施していない理由 (n=105)



(施設別)

●「百貨店・商店」や「飲食店」では、「喫煙室などを設けるスペースがないため」の割合が多くなっています（百貨店・商店 36.1% 飲食店 77.8%）。また、「百貨店・商店」では「受動喫煙防止は喫煙者のマナーの問題であるため」（33.3%）、「飲食店」では「利用者数、売りの減少が心配であるため」（44.4%）が多くみられます。



(その他の回答)

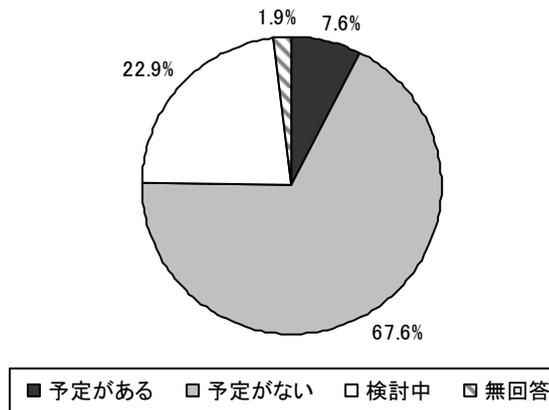
分類	主な内容	件数
その他	○経営者がヘビースモーカーなため（百貨店・商店） ○たばこを販売している為（百貨店・商店） ○従業員全員が喫煙者のため（事務所）	22

問 14. 今後、受動喫煙防止対策を実施する予定があるか

- 受動喫煙防止対策の実施予定について、「予定がない」(67.6%) がもっとも多く、次いで「検討中」(22.9%) で、「予定がある」と回答したのは 7.6%となっています。

問 14. (問7で「7 対策はしていない」を選んだ方) 貴施設は、今後、受動喫煙を防止するための対策を実施する予定がありましたか。(〇は1つ)

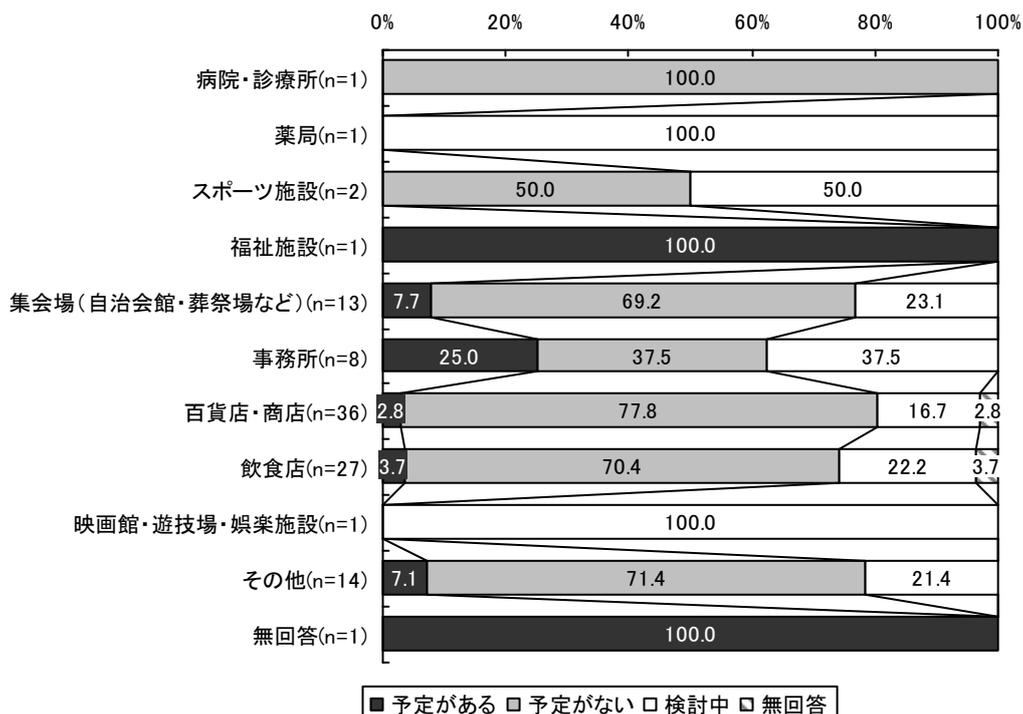
図表 4-1-4 今後の受動喫煙防止対策実施の予定 (n=105)



(施設別)

- 「百貨店・商店」や「飲食店」では、「予定がない」の割合が多くなっています(百貨店・商店 77.8% 飲食店 70.4%)。

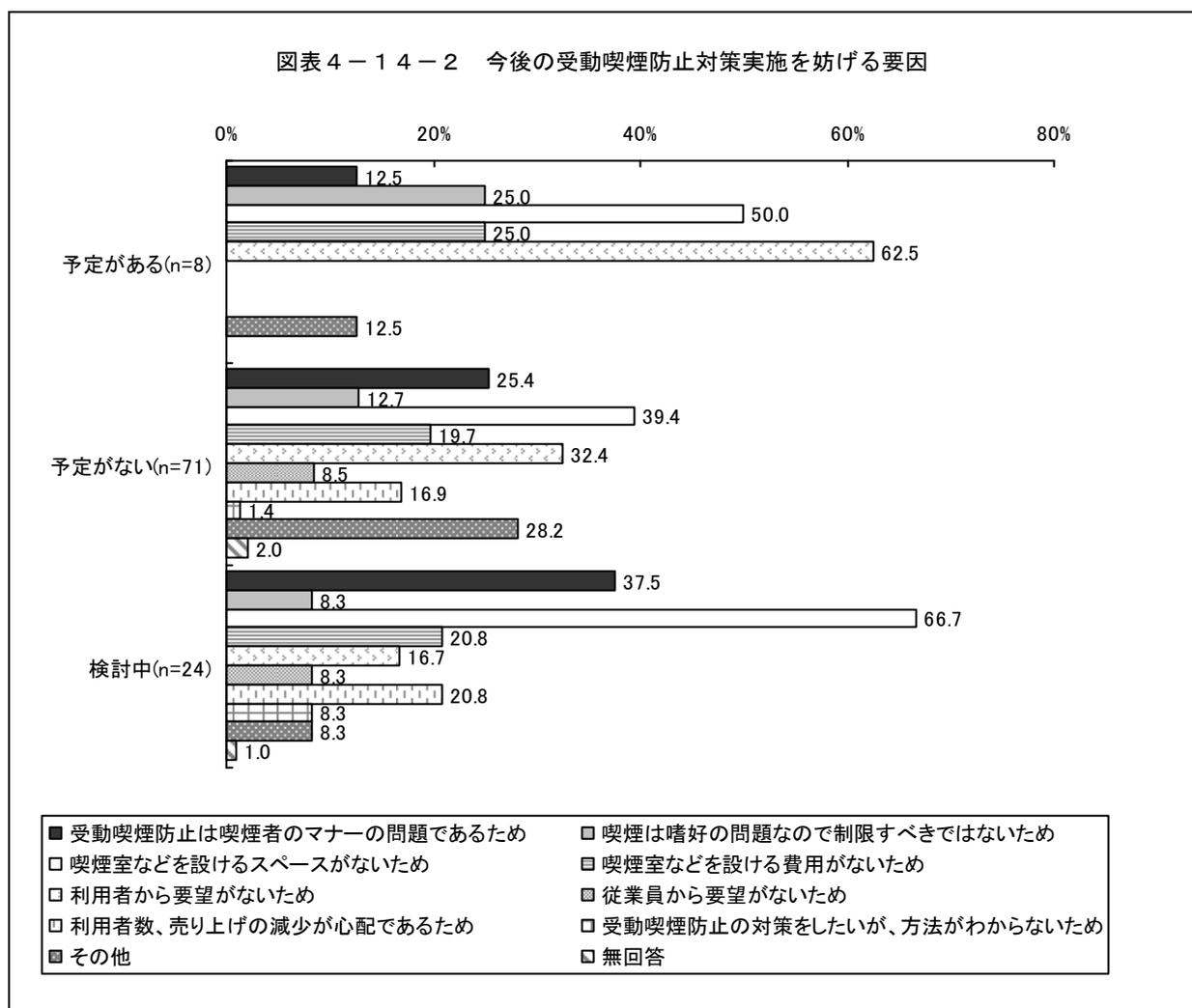
図表 4-1-4-1 今後の受動喫煙防止対策実施の予定 (施設別)



問 14-1. 今後の受動喫煙防止対策実施を妨げる要因

今後の受動喫煙防止対策実施予定(問 14)と現在受動喫煙防止対策を実施していない理由(問 13)をクロス集計し、受動喫煙防止対策実施を妨げる要因をみました。

- 受動喫煙防止対策を実施する「予定がある」と回答した施設で、現在実施していない理由は、「利用者から要望がないため」(62.5%)、「喫煙室などを設けるスペースがないため」(50.0%)、「喫煙は嗜好の問題なので制限すべきではないため」(25.0%)、「喫煙室などを設ける費用がないため」(25.0%)となっています。
- 「予定がない」と回答した施設で、現在実施していない理由は、「喫煙室などを設けるスペースがないため」(39.4%)、「利用者から要望がないため」(32.4%)、「受動喫煙防止は喫煙者のマナーの問題であるため」(25.4%)となっています。
- 「検討中」と回答した施設で、現在実施していない理由は、「喫煙室などを設けるスペースがないため」(66.7%)、「受動喫煙防止は喫煙者のマナーの問題であるため」(37.5%)、「喫煙室などを設ける費用がないため」(20.8%)、「利用者数、売上げの減少が心配であるため」(20.8%)となっています。

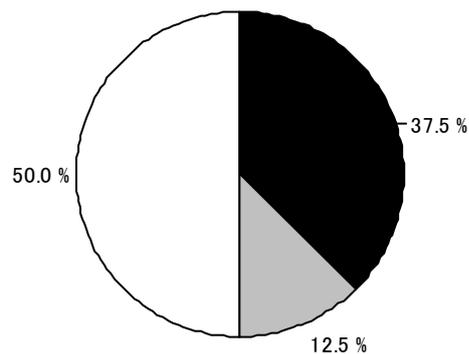


問 15. 今後予定している受動喫煙防止対策の実施内容

- 今後予定している受動喫煙防止対策の実施内容について、「対策の予定はあるが、具体的な内容は検討中である」(50.0%) がもっとも多く、次いで「建物内を禁煙にする」(37.5%) となっています。

問 15. (問 14 で「1 予定がある」と回答した方のみ) 貴施設が予定している対策の内容は何ですか。(○は1つ)

図表 4-15 実施予定の受動喫煙防止対策の内容 (n=8)

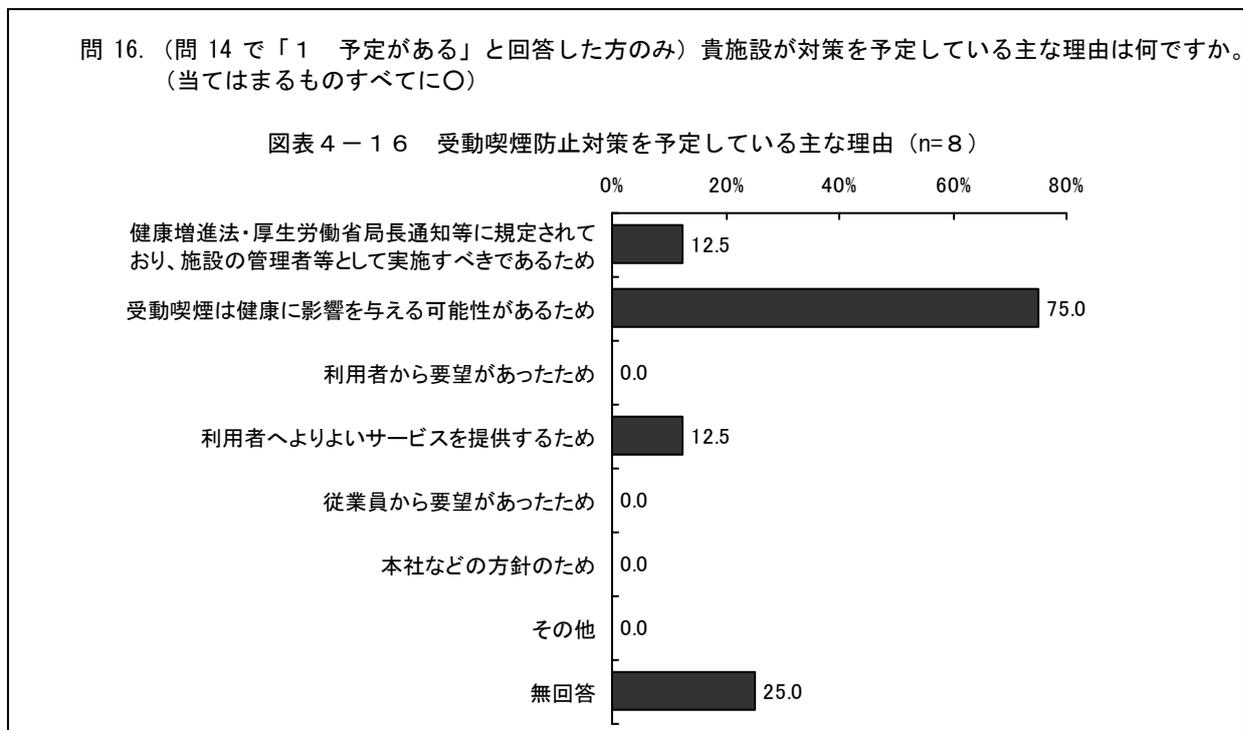


- 建物内を禁煙にする
- 昼食時間帯など一定の時間帯は禁煙にする
- 対策の予定はあるが、具体的な内容は検討中である

*回答のなかった選択肢は省略しています

問 16. 受動喫煙防止対策を予定している主な理由

- 受動喫煙防止対策を予定している主な理由について、「受動喫煙は健康に影響を与える可能性があるため」（75.0%）がもっとも多くなっています。

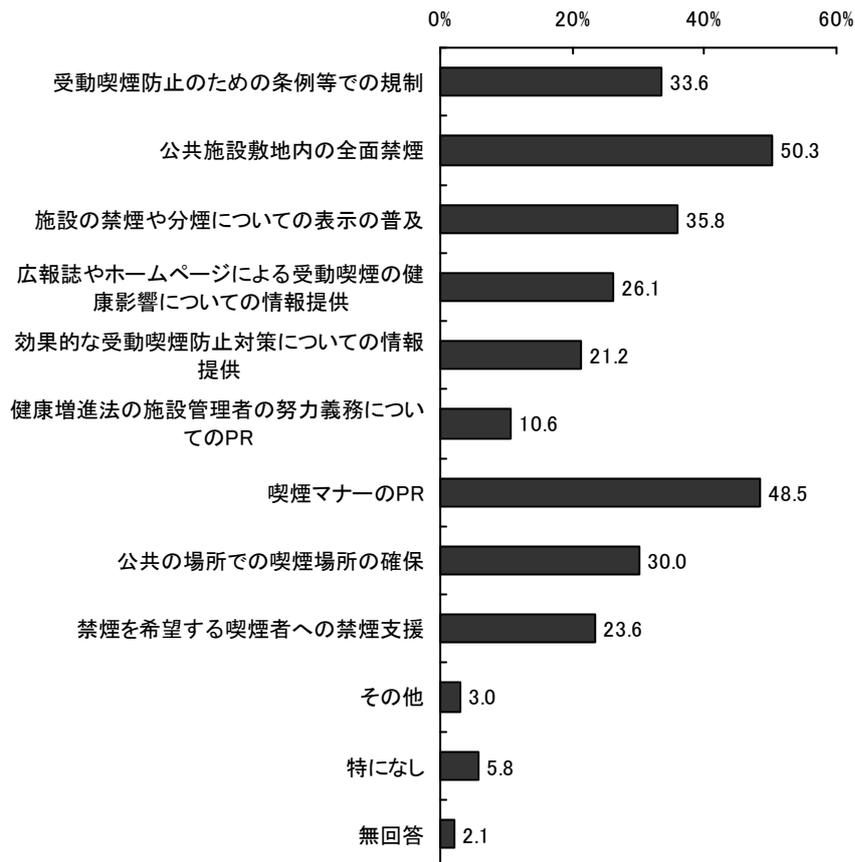


問 17. 受動喫煙防止のために、市に望むこと

●市に望むこととして、「公共施設敷地内の全面禁煙」(50.3%)がもっとも多く、次いで「禁煙マナーのPR」(48.5%)、「施設の禁煙や分煙についての表示の普及」(35.8%)となっています。

問 17. 貴施設として、受動喫煙防止のために、流山市に望むことは何ですか。(当てはまるものすべてに○)

図表 4-17 受動喫煙防止のために市に望むこと (n=330)



(その他の回答)

分類	主な内容	件数
その他	○市内販売店の全廃 (集会場) ○歩行中禁煙と言うが取締無い為多く歩行中喫煙している (百貨店・商店) ○受動喫煙防止対策よりも禁煙に力を入れる (薬局)	10

問 18. 受動喫煙防止対策についての意見、提案（自由記述）

問 18. 受動喫煙防止対策についてご意見・ご提案がございましたら、ご自由にお書きください。

分類	主な内容	件数
喫煙マナー	<p>○歩きタバコが多い。南流山駅周辺、特に多い。禁煙を掲示しているタクシーの運転手がタバコを吸っている（南流山駅前）東京のように、もっと条例に違反しているものから、罰金を取るよう、徹底して取り締まって欲しい（その他）</p> <p>○歩行中の喫煙は何らかの方法で注意して欲しい。市内禁煙でも、歩行中喫煙の人は、吸殻を建て物の近くでも捨てる。中には消した後の無い吸殻もあり火災の心配もあり不安です。吸殻を道路等（敷地内も）に捨てた人は取締って欲しい（シンガポールみたいに）方法としてシルバー人材の方とかに頼んで（百貨店・商店）</p> <p>○全ての公共施設・店舗などが全面禁煙となると、喫煙者が余りにも気の毒なので、ららぽーと柏の葉のような喫煙室があればいいのではないのでしょうか。公共施設はともかく、店舗だったらあそこまで立派ではなくてもちょっとした喫煙室を作る為の市の補助金があれば良いと思います。受動喫煙とは関係ないですが、たばこの吸殻のポイ捨てが多すぎます。それを何とかして欲しい。毎日道路清掃しています（歯科医院）</p>	22
禁煙の強化に向けた取組み	<p>○特定路上喫煙制度を公共施設、建物、敷地内にも適用して欲しい。喫煙所を設置していても利用者のマナーが悪い（福祉施設）</p> <p>○「ポイステ」を完全に無くする事を目的として市全体の路上禁煙を条例等で規則（罰則化）⇒①結果的に受動喫煙防止と繋がる。②市街が清潔になる。未成年者の完全喫煙実施。家族、学校、商店、警察などの連携で（集会場）</p> <p>○スポーツクラブを運営しておりますが、子供達のスクールの前後にクラブへ通ってくる際「歩きタバコ」がとても危険に感じます。是非、条例による「歩行喫煙」の禁止を希望します。（スポーツ施設）</p>	21
分煙	<p>○喫煙者はマナーが悪い人が多いと私も思いますが、私自身は喫煙する事によってストレスが少しでも無くなると思っています。“ダメです”と言われてしまうと外出する事もでき無くなります。分煙をして頂けるとありがたいです（百貨店・商店）</p> <p>○客席数 10 席ほどの飲食店です。酒を飲み会話とカラオケを楽しみに来店の方々の半分が喫煙者です。毎日のようにタバコの課題が出ます。今の所換気扇を増やすぐらいしか対策が無いと思います（飲食店）</p> <p>○喫煙場所を確保し、きちんと分煙の環境を整えていただきたい⇒受動喫煙防止につながると思います（事務所）</p>	17
その他	<p>○職員の全面禁煙を実施したい所だが、ストレスの解消手段といわれると、どうすべきか迷ってしまう。（職場、職種が）対人間なのでストレスをためて対応されると困る（福祉施設）</p> <p>○あまりに世間が騒ぎすぎ、本当にそんなに悪い事（喫煙）なのかと思っている昨今です。私の父はヘビースモーカーでしたが、昨年 101 才で亡くなりました。母は 70 年以上連れ添って 3 年前に 94 才で亡くなりました。（母は 70 年以上受動喫煙とやらだったと思うのですけれど）確かに家の中は真っ黒でした（その他）</p> <p>○以前、神奈川県に居たので受動喫煙防止条例施行時の状況をよく知っています。個人的には禁煙にして欲しいが、飲食店として全面禁煙は必ず売上げにつながります（一時的ですが）又、先行例があるのだから神奈川県でどのように広まっていったか、又、商売上影響はあったか？ E t c 調査してから施行して欲しい。特に注意して欲しいのが、神奈川県と千葉の喫煙者の数。統計でよいので考慮して欲しい。恐らく千葉の方が多いと思う（飲食店）</p>	24

第4章

使用した調査票

第4章 使用した調査票

受動喫煙に関する市民アンケート

「受動喫煙に関する市民アンケート」のお願い

～ あなたのお考えをお聞かせください ～

平成 22 年 10 月
流山市長 井崎 義治

日ごろから流山市の保健福祉行政にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

このアンケートは、市民の皆様から、受動喫煙等の実態やお考えをお聞かせいただき、今後の市の施策の基礎資料とさせていただくために実施するものです。アンケート実施にあたりましては、あなたを含め、本市にお住まいの満 16 歳以上の方、3,000 人を無作為に選ばせていただきました。調査の趣旨をご理解いただき、ご回答くださいますよう、よろしくお願いたします。

また、ご家族に小・中学生がいらっしゃる場合は、6 ページ以降の小・中学生用アンケートについてもあわせてご協力をお願いいたします。

なお、ご回答いただいたアンケート票は統計的に処理し、調査以外の目的には使用いたしませんので、あなたのお考えを率直にご回答くださいますよう、重ねてお願いいたします。

ご記入にあたってのお願い

1. この調査は封筒のあて名のご本人にお願いするものです。ご本人がご回答ください。
2. 6 ページ以降の小・中学生用アンケートは、小・中学生ご本人がご回答ください。(該当する方が複数いらっしゃる場合は、年長の方お一人にお願いします。)
3. ご記入いただきましたアンケート票は、同封の返信用封筒に入れ(切手は不要) 11 月 4 日(木)までにご投函ください。
4. 回答は、選択項目の中から当てはまる番号を○で囲んでください。
5. ご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

流山市 健康福祉部 健康増進課

電話 (7154) 0331

ファクシミリ (7155) 5949

電子メール hokensuishin@city.nagareyama.chiba.jp

〒270-0121 流山市西初石 4-1433-1

問1 あなたの性別をお答えください。(○は1つ)

1 男性	2 女性
------	------

問2 平成22年10月1日現在のあなたの年齢をお答えください。(○は1つ)

1 16~20歳	5 50~59歳
2 20~29歳	6 60~69歳
3 30~39歳	7 70~74歳
4 40~49歳	

問3 あなたは、たばこを吸っていますか。(○は1つ)

1 吸っている
2 以前は吸っていたがやめた
3 もともと吸っていない

問4 たばこにより影響を受けると思うものをすべて選んでください。(当てはまるものすべてに○)

1 肺がん	6 胃かいよう
2 ぜんそく	7 妊婦への影響
3 気管支炎	8 歯周病
4 心臓病	9 影響を受けるものはない
5 脳卒中	10 わからない

問5 あなたは「受動喫煙」をご存知ですか。(○は1つ)

1 知っている
2 知らない(今回の調査ではじめて知った)

*「受動喫煙」とは、自分の意志とは関係なく他人のたばこの煙を吸わされることを言います。

問6 あなたは受動喫煙にあった時どのように感じましたか。(○は1つ)

1 まったく気にならなかった
2 気にならなかった
3 気にはなったが不快ではなかった
4 不快になった
5 大変不快になった

問7 たばこを吸うときに気をつけていること、または、たばこを吸う人に気をつけて欲しいことはありますか。(当てはまるものすべてに○)

- | |
|--|
| 1 公共的な場所では吸わない
2 喫煙場所以外では吸わない
3 混雑している場所では吸わない
4 子どもや妊産婦、病気の人がそばにいる場所では吸わない
5 周りに食事中の人がいる場所では吸わない
6 周囲の人の了解を得てから吸う
7 その他(具体的に: _____)
8 気をつけていることはない(気をつけてほしいことはない) |
|--|

問8 健康増進法(平成15年施行)で「多数の者が利用する施設の管理者は、利用者の受動喫煙を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定められていることをご存知ですか。(○は1つ)

- | |
|----------------------------------|
| 1 知っている
2 知らない(今回の調査ではじめて知った) |
|----------------------------------|

問9 平成22年2月25日付けで厚生労働省より、受動喫煙防止についての対策が出されたことをご存知ですか。(○は1つ)

- | |
|----------------------------------|
| 1 知っている
2 知らない(今回の調査ではじめて知った) |
|----------------------------------|

* (厚生労働省) 受動喫煙防止対策についての内容は次の通りです。

- ・多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。
- ・全面禁煙が極めて困難である場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとする。
- ・少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。
- ・屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である。

問10 柏市が平成22年5月31日から、公共施設(公園を含む)の敷地内禁煙を実施したこと、また、柏駅周辺の指定喫煙所を廃止したことをご存じですか。(○は1つ)

- | |
|----------------------------------|
| 1 知っている
2 知らない(今回の調査ではじめて知った) |
|----------------------------------|

問11 今後、流山市が公共施設の敷地内及び市内の公園を禁煙とした場合、どのようにお考えですか。(○は1つ)

- | | | |
|---------|---|-------------|
| 1 賛成である | → | 問12へ |
| 2 反対である | → | 問13へ |
| 3 わからない | → | 問14へ |

* ここでいう公共施設とは、流山市が自ら設置または管理する施設を言い、市役所、出張所、公民館、市立保育所、市立小中学校、公園など。

問 12 は、問 11 で「1 賛成である」を選んだ方がお答えください。

問 12 賛成である理由は何ですか。(○は1つ)

- 1 受動喫煙の対策があまり進んでいないため、市が率先して取り組む必要があるから
- 2 健康を守るためには、効果的な受動喫煙防止対策を進める必要があるから
- 3 喫煙マナーを守らない喫煙者が多いから
- 4 その他(具体的に: _____)

➡ 回答後、問14へ

問 13 は、問 11 で「2 反対である」を選んだ方がお答えください。

問 13 反対である理由は何ですか。(○は1つ)

- 1 これ以上の規制は必要ないから
- 2 受動喫煙による健康への影響はないと思うから
- 3 喫煙はマナーや嗜好の問題であるから
- 4 その他(具体的に: _____)

➡ 回答後、問14へ

問 14 受動喫煙防止対策が十分でないと思う施設はどこですか。(当てはまるものすべてに○)

- 1 官公庁(国、県、市の施設)
- 2 幼稚園・保育所
- 3 医療機関
- 4 学校(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)
- 5 学校(大学・専門学校など)
- 6 スポーツ施設
- 7 金融機関
- 8 公共交通機関
- 9 福祉施設(老人福祉施設・障害者福祉施設など)
- 10 映画館
- 11 集会場(自治会館、葬祭場など)
- 12 事務所
- 13 百貨店・商店
- 14 飲食店
- 15 遊技場・娯楽施設
- 16 宿泊施設
- 17 展示場
- 18 公園
- 19 道路
- 20 その他(具体的に: _____)

問 15 受動喫煙を防止するために、規制対象とすることが望ましいと思う施設はどこですか。(当てはまるものすべてに○)

1	官公庁（国、県、市の施設）
2	幼稚園・保育所
3	医療機関
4	学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）
5	学校（大学・専門学校など）
6	スポーツ施設
7	金融機関
8	公共交通機関
9	福祉施設（老人福祉施設・障害者福祉施設など）
10	映画館
11	集会場（自治会館、葬祭場など）
12	事務所
13	百貨店・商店
14	飲食店
15	遊技場・娯楽施設
16	宿泊施設
17	展示場
18	公園
19	道路
20	その他（具体的に： _____）

問 16 受動喫煙防止のために、流山市に率先して取り組んでほしいことは何ですか。(当てはまるものすべてに○)

1	受動喫煙防止のための条例等での規制
2	公共施設敷地内の全面禁煙 * ここでいう公共施設とは、流山市が自ら設置または管理する施設を言い、市役所、出張所、公民館、市立保育所、市立小中学校、公園など。
3	施設の禁煙や分煙についての表示の普及
4	広報誌やホームページによる受動喫煙の健康影響についての情報提供
5	効果的な受動喫煙防止対策についての情報提供
6	健康増進法の施設管理者の努力義務についてのPR
7	喫煙マナーのPR
8	公共の場所での喫煙場所の確保
9	禁煙を希望する喫煙者への禁煙支援
10	その他（具体的に： _____）
11	特になし

問 17 受動喫煙防止対策についてご意見・ご提案がございましたら、ご自由にお書きください。

問 18 あなたの家族に小学生または中学生はいらっしゃいますか。(○は1つ)

1 いる	→	6ページへ
2 いない	→	これで質問は終わりです。 ご協力ありがとうございました。同封の返信用封筒で、 平成 22 年 11 月 4 日 (木) までにご投函ください。(切手は不要です。)

次のページからは小・中学生へのアンケートです。あなたの家族に該当者がいらっしゃる場合には、ご協力をお願いします。
小・中学生ご本人がご回答ください。小・中学生が二人以上いらっしゃる場合でも、年長の方お一人に回答をお願いします。

しょうがくせい ちゅうがくせい き こた かこ
 小学生・中学生にお聞きします。答えを○で囲んでください。

しつもん
 質問1 あなたの性別を教えてください。(○は1つ)

- 1 おとこ 男 2 おんな 女

しつもん
 質問2 あなたの学年を教えてください。(○は1つ)

- 1 しょうがっこう ねんせい 小学校1～3年生
 2 しょうがっこう ねんせい 小学校4～6年生
 3 ちゅうがっこう ねんせい 中学校1～3年生

しつもん
 質問3 たばこを吸うことは本人の体に害があると知っていますか。(○は1つ)

- 1 し 知っている
 2 し 知らない (こんかい はじめて し 知った)

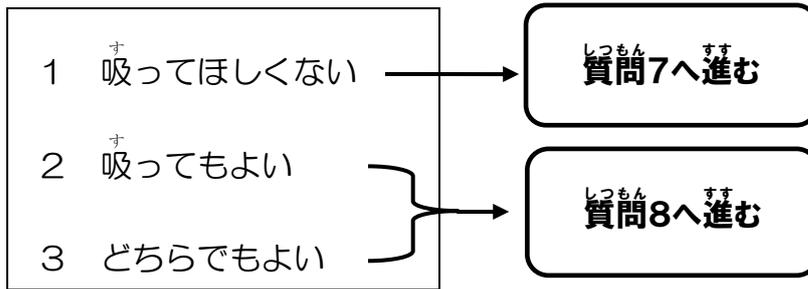
しつもん
 質問4 他の人が吸っているたばこの煙を吸うことが、体に害があると知っていますか。(○は1つ)

- 1 し 知っている
 2 し 知らない (こんかい はじめて し 知った)

しつもん
 質問5 家族にたばこを吸っている人はいますか。(○は1つ)

- 1 す 吸っているひと 人がいる
 2 す 吸っているひと 人はいない

質問6 家族がたばこを吸うことについてどのように思いますか。(○は1つ)



質問7 なぜたばこを吸ってほしくないと思うのですか。(当てはまるものすべてに○)

- 吸っている本人の体が心配だから
- 吸っていない家族の体が心配だから
- たばこのにおいが気になるから
- たばこの煙が煙たいから
- たばこの灰が気になるから
- お金がもったいないから
- その他()

質問8 大人になったらたばこを吸いたいと思いますか。(○は1つ)

- 吸いたいと思う
- 吸いたいと思わない
- わからない

質問9 たばこについて思っていることがありましたら、自由に書いてください。

ご協力ありがとうございました。
同封の返信用封筒で、平成22年11月4日(木)までにポストに入れてください。
(切手を貼らずに出してください。)

受動喫煙に関する施設調査

受動喫煙に関する施設調査

～ 調査ご協力のお願い ～

平成 22 年 10 月
流山市長 井崎 義治

貴施設におかれましては日ごろから流山市の保健福祉行政にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

この調査は、市内の施設における受動喫煙の実態をお聞かせいただき、今後の市の施策の基礎資料とさせていただくために実施するものです。調査実施にあたりましては、貴施設を含め 500 施設を選ばせていただきました。調査の趣旨をご理解いただき、ご回答くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、ご回答いただいた調査票は統計的に処理し、調査以外の目的には使用いたしません。また、貴施設の回答が外部に流出しご迷惑をおかけすること、指導や注意を行うことなど、貴施設に不利益が生じることは一切ございません。

貴施設の状況や方針等を率直にご回答くださいますよう、重ねてお願いいたします。

ご記入にあたってのお願い

1. この調査票は施設の管理者または責任者がご回答ください。
2. ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ(切手は不要)
11月4日(木)までにご投函ください。
3. 回答は、選択項目の中から当てはまる番号を○で囲んでください。
4. 質問の進み方は、回答内容により質問の前後に指示されていますのでそれに従ってください。
5. ご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

流山市 健康福祉部 健康増進課
電話 (7154) 0331
ファクシミリ (7155) 5949
電子メール hokensuishin@city.nagareyama.chiba.jp
〒270-0121 流山市西初石 4-1433-1

問1 平成22年10月1日現在の貴施設の種別をお答えください。(○は1つ)

- | |
|---|
| 1 病院・診療所 |
| 2 歯科医院 |
| 3 薬局 |
| 4 保育所 |
| 5 幼稚園 |
| 6 高等学校 |
| 7 大学 |
| 8 専修学校 |
| 9 スポーツ施設 |
| 10 金融機関 |
| 11 公共交通機関 |
| 12 福祉施設(老人福祉施設・障害者福祉施設など) |
| 13 集会場(自治会館・葬祭場など) |
| 14 事務所 |
| 15 百貨店・商店(物品販売業を営む店舗・理容所・美容所・クリーニング所・
旅行業の営業所など) |
| 16 飲食店 |
| 17 映画館・遊技場・娯楽施設 |
| 18 その他(具体的に: _____) |

問2 平成22年10月1日現在の貴施設の形態をお答えください。(○は1つ)

- | |
|------------|
| 1 独立した建物 |
| 2 ビルの一部を使用 |

問3 「受動喫煙」をご存知ですか。(○は1つ)

- | |
|-----------------------|
| 1 知っている |
| 2 知らない(今回の調査ではじめて知った) |

* 「受動喫煙」とは、自分の意志とは関係なく他人のたばこの煙を吸わされることを言います。

問4 健康増進法(平成15年施行)で「多数の者が利用する施設の管理者は、利用者の受動喫煙を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定められていることをご存知ですか。(○は1つ)

- | |
|-----------------------|
| 1 知っている |
| 2 知らない(今回の調査ではじめて知った) |

問5 平成22年2月25日付けで厚生労働省より、受動喫煙防止についての対策が出されたことをご存知ですか。(○は1つ)

- | |
|----------------------------------|
| 1 知っている
2 知らない(今回の調査ではじめて知った) |
|----------------------------------|

- * (厚生労働省) 受動喫煙防止対策についての内容は次の通りです。
- ・ 多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。
 - ・ 全面禁煙が極めて困難である場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとする。
 - ・ 少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。
 - ・ 屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である。

問6 柏市が平成22年5月31日から、公共施設の敷地内禁煙を実施し、柏駅周辺の指定喫煙所を廃止したことをご存じですか。(○は1つ)

- | |
|----------------------------------|
| 1 知っている
2 知らない(今回の調査ではじめて知った) |
|----------------------------------|

問7 貴施設が実施している受動喫煙を防止するための対策をお答えください。(○は1つ) * 主として利用者が使用する部分の対策をお答えください。

1 敷地内を禁煙にしている 2 建物内を禁煙にしている 3 喫煙室や喫煙席、禁煙席等を設置し、煙が喫煙場所から禁煙場所に流れないように措置をしている 4 喫煙室や喫煙席、禁煙席等を設置しているが、煙が喫煙場所から禁煙場所に流れることがある 5 昼食時間帯など一定の時間帯は、禁煙にしている 6 その他 (具体的に: _____) 7 対策はしていない	}	1~6を選んだ方は →問8~問12へ
}	}	7を選んだ方は →問13~問14へ

* 貴施設がビルの一部を使用している場合、管理の権限がおよぶ範囲を「敷地内」または「建物内」としてお答えください。

問8～問12は、問7で1～6を選んだ方がお答えください。

問8 貴施設が対策を実施している主な理由は何ですか。(当てはまるものすべてに○)

- 1 健康増進法等に規定されており、施設の管理者等として実施すべきであるため
- 2 受動喫煙は健康に影響を与える可能性があるため
- 3 利用者から要望があったため
- 4 利用者へよりよいサービスを提供するため
- 5 従業員から要望があったため
- 6 本社などの方針のため
- 7 その他(具体的に: _____)

問9 貴施設の対策はいつから実施していますか。(○は1つ)

- 1 平成15年4月30日以前(健康増進法施行前)から実施
- 2 平成15年5月1日以後(健康増進法施行後)から実施
- 3 平成22年2月25日以後(厚生労働省局長通知後)から実施

問10 貴施設の対策について、利用者からはどのような反応がありますか。(○は1つ)

- 1 肯定的な意見が多い
- 2 どちらかというとな肯定的な意見が多い
- 3 どちらかというとな否定的な意見が多い
- 4 否定的な意見が多い
- 5 意見はない

問11 貴施設の対策について、従業員からはどのような反応がありますか。(○は1つ)

- 1 肯定的な意見が多い
- 2 どちらかというとな肯定的な意見が多い
- 3 どちらかというとな否定的な意見が多い
- 4 否定的な意見が多い
- 5 意見はない

問12 貴施設は、対策を実施したことにより、利用者数や売り上げに変化はありましたか。(○は1つ)

- | | |
|--------|---------|
| 1 増加した | 3 変わらない |
| 2 減少した | 4 わからない |

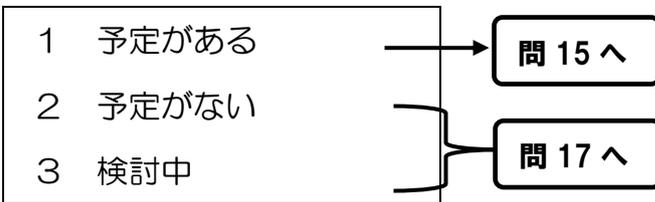


回答後、問17へ

問 13 貴施設が対策を実施していない理由は何ですか。(当てはまるものすべてに○)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 受動喫煙防止は喫煙者のマナーの問題であるため 2 喫煙は嗜好の問題なので制限すべきではないため 3 喫煙室などを設けるスペースがないため 4 喫煙室などを設ける費用がないため 5 利用者から要望がないため 6 従業員から要望がないため 7 利用者数、売り上げの減少が心配であるため 8 受動喫煙防止の対策をしたいが、方法がわからないため 9 その他（具体的に：_____） |
|--|

問 14 貴施設は、今後、受動喫煙を防止するための対策を実施する予定がありますか。(○は1つ)



問 15 と問 16 は、問 14 で「1 予定がある」を選んだ方がお答えください。

問 15 貴施設が予定している対策の内容は何ですか。(○は1つ)

- 1 敷地内を禁煙にする
- 2 建物内を禁煙にする
- 3 喫煙室や喫煙席、禁煙席等を設置し、煙が喫煙場所から禁煙場所に流れないような措置をする
- 4 喫煙室や喫煙席、禁煙席等を設置するが、煙が喫煙場所から禁煙場所に流れないような措置はしない
- 5 昼食時間帯など一定の時間帯は禁煙にする
- 6 対策の予定はあるが、具体的な内容は検討中である
- 7 その他(具体的に：_____)

問 16 貴施設が対策を予定している主な理由は何ですか。(当てはまるものすべてに○)

- 1 健康増進法・厚生労働省局長通知等に規定されており、施設の管理者等として実施すべきであるため
- 2 受動喫煙は健康に影響を与える可能性があるため
- 3 利用者から要望があったため
- 4 利用者へよりよいサービスを提供するため
- 5 従業員から要望があったため
- 6 本社などの方針のため
- 7 その他(具体的に：_____)

ここからはすべての方がお答えください。

問 17 貴施設として、受動喫煙防止のために、流山市に望むことは何ですか。(当てはまるものすべてに○)

- 1 受動喫煙防止のための条例等での規制
- 2 公共施設敷地内の全面禁煙
* ここでいう公共施設とは、流山市が自ら設置または管理する施設を言い、市役所、出張所、公民館、市立保育所、市立小中学校、公園、市道など。
- 3 施設の禁煙や分煙についての表示の普及
- 4 広報誌やホームページによる受動喫煙の健康影響についての情報提供
- 5 効果的な受動喫煙防止対策についての情報提供
- 6 健康増進法の施設管理者の努力義務についての PR
- 7 喫煙マナーの PR
- 8 公共の場所での喫煙場所の確保
- 9 禁煙を希望する喫煙者への禁煙支援
- 10 その他(具体的に： _____)
- 11 特になし

問 18 受動喫煙防止対策についてご意見・ご提案がございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。同封の返信用封筒で、平成22年11月4日(木)までにご投函ください。(切手は不要です。)

第5章

單純集計表

第5章 単純集計表

受動喫煙に関する市民アンケート

問1 あなたの性別をお答えください。(〇は1つ)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	男性	792	44.9
2	女性	951	53.9
	無回答	22	1.2
	全体	1,765	100.0

問2 平成22年10月1日現在のあなたの年齢をお答えください。(〇は1つ)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	16～20歳	96	5.4
2	20～29歳	158	9.0
3	30～39歳	326	18.5
4	40～49歳	318	18.0
5	50～59歳	264	15.0
6	60～69歳	443	25.1
7	70～74歳	159	9.0
	無回答	1	0.1
	全体	1,765	100.0

問3 あなたは、たばこを吸っていますか。(〇は1つ)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	吸っている	277	15.7
2	以前は吸っていたがやめた	457	25.9
3	もともと吸っていない	1,026	58.1
	無回答	5	0.3
	全体	1,765	100.0

問4 たばこにより影響を受けると思うものをすべて選んでください。(当てはまるものすべてに〇)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	肺がん	1,661	94.1
2	ぜんそく	1,314	74.4
3	気管支炎	1,409	79.8
4	心臓病	951	53.9
5	脳卒中	917	52.0
6	胃かいよう	502	28.4
7	妊婦への影響	1,400	79.3
8	歯周病	693	39.3
9	影響を受けるものはない	8	0.5
10	わからない	23	1.3
	無回答	27	1.5
	全体	1,765	100.0

問5 あなたは「受動喫煙」をご存知ですか。(〇は1つ)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	知っている	1,591	90.1
2	知らない(今回の調査ではじめて知った)	171	9.7
	無回答	3	0.2
	全体	1,765	100.0

問6 あなたは受動喫煙にあった時どのように感じましたか。(〇は1つ)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	まったく気にならなかった	52	2.9
2	気にならなかった	103	5.8
3	気にはなったが不快ではなかった	323	18.3
4	不快になった	633	35.9
5	大変不快になった	636	36.0
	無回答	18	1.0
	全体	1,765	100.0

問7 たばこを吸うときに気をつけていること、または、たばこを吸う人に気をつけて欲しいことはありますか。(当てはまるものすべてに〇)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	公共的な場所では吸わない	1,202	68.1
2	喫煙場所以外では吸わない	1,513	85.7
3	混雑している場所では吸わない	1,492	84.5
4	子どもや妊産婦、病気の人がそばにいる場所では吸わない	1,561	88.4
5	周りに食事中の人がいる場所では吸わない	1,261	71.4
6	周囲の人の了解を得てから吸う	864	49.0
7	その他	212	12.0
8	気をつけていることはない(気をつけてほしいことはない)	6	0.3
	無回答	24	1.4
	全体	1,765	100.0

問8 健康増進法（平成15年施行）で「多数の者が利用する施設の管理者は、利用者の受動喫煙を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定められていることをご存知ですか。（○は1つ）

No.	カテゴリー名	人数	%
1	知っている	831	47.1
2	知らない（今回の調査ではじめて知った）	923	52.3
	無回答	11	0.6
	全体	1,765	100.0

問9 平成22年2月25日付で厚生労働省より、受動喫煙防止についての対策が出されたことをご存知ですか。（○は1つ）

No.	カテゴリー名	人数	%
1	知っている	717	40.6
2	知らない（今回の調査ではじめて知った）	1,037	58.8
	無回答	11	0.6
	全体	1,765	100.0

問10 柏市が平成22年5月31日から、公共施設（公園を含む）の敷地内禁煙を実施したこと、また、柏駅周辺の指定喫煙所を廃止したことをご存知ですか。（○は1つ）

No.	カテゴリー名	人数	%
1	知っている	778	44.1
2	知らない（今回の調査ではじめて知った）	984	55.8
	無回答	3	0.2
	全体	1,765	100.0

問11 今後、流山市が公共施設の敷地内及び市内の公園を禁煙とした場合、どのようにお考えですか。（○は1つ）

No.	カテゴリー名	人数	%
1	賛成である	1,461	82.8
2	反対である	141	8.0
3	わからない	135	7.6
	無回答	28	1.6
	全体	1,765	100.0

問12 賛成である理由は何ですか。（○は1つ）

No.	カテゴリー名	人数	%
1	受動喫煙の対策があまり進んでいないため、市が率先して取り組む必要があるから	240	16.4
2	健康を守るためには、効果的な受動喫煙防止対策を進める必要があるから	665	45.5
3	喫煙マナーを守らない喫煙者が多いから	484	33.1
4	その他	18	1.2
	無回答	54	3.7
	非該当	304	
	全体	1,461	100.0

問13 反対である理由は何ですか。（○は1つ）

No.	カテゴリー名	人数	%
1	これ以上の規制は必要ないから	41	29.1
2	受動喫煙による健康への影響はないと思うから	5	3.5
3	喫煙はマナーや嗜好の問題であるから	61	43.3
4	その他	25	17.7
	無回答	9	6.4
	非該当	1,624	
	全体	141	100.0

問14 受動喫煙防止対策が十分でないと思う施設はどこですか。（当てはまるものすべてに○）

No.	カテゴリー名	人数	%
1	官公庁（国、県、市の施設）	197	11.2
2	幼稚園・保育所	114	6.5
3	医療機関	174	9.9
4	学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）	159	9.0
5	学校（大学・専門学校など）	174	9.9
6	スポーツ施設	210	11.9
7	金融機関	100	5.7
8	公共交通機関	349	19.8
9	福祉施設（老人福祉施設・障害者福祉施設など）	105	5.9
10	映画館	175	9.9
11	集会場（自治会館、葬祭場など）	408	23.1
12	事務所	283	16.0
13	百貨店・商店	164	9.3
14	飲食店	1,003	56.8
15	遊技場・娯楽施設	773	43.8
16	宿泊施設	330	18.7
17	展示場	111	6.3
18	公園	763	43.2
19	道路	1,081	61.2
20	その他	63	3.6
	無回答	191	10.8
	全体	1,765	100.0

問15 受動喫煙を防止するために、規制対象とすることが望ましいと思う施設はどこですか。
(当てはまるものすべてに○)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	官公庁（国、県、市の施設）	1,046	59.3
2	幼稚園・保育所	1,216	68.9
3	医療機関	1,234	69.9
4	学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）	1,209	68.5
5	学校（大学・専門学校など）	969	54.9
6	スポーツ施設	816	46.2
7	金融機関	695	39.4
8	公共交通機関	1,118	63.3
9	福祉施設（老人福祉施設・障害者福祉施設など）	1,054	59.7
10	映画館	845	47.9
11	集会場（自治会館、葬祭場など）	823	46.6
12	事務所	561	31.8
13	百貨店・商店	751	42.5
14	飲食店	1,050	59.5
15	遊技場・娯楽施設	768	43.5
16	宿泊施設	689	39.0
17	展示場	633	35.9
18	公園	1,038	58.8
19	道路	1,102	62.4
20	その他	57	3.2
	無回答	84	4.8
	全体	1,765	100.0

問16 受動喫煙防止のために、流山市に率先して取り組んでほしいことは何ですか。
(当てはまるものすべてに○)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	受動喫煙防止のための条例等での規制	847	48.0
2	公共施設敷地内の全面禁煙	1,077	61.0
3	施設の禁煙や分煙についての表示の普及	1,029	58.3
4	広報誌やホームページによる受動喫煙の健康影響についての情報提供	497	28.2
5	効果的な受動喫煙防止対策についての情報提供	438	24.8
6	健康増進法の施設管理者の努力義務についてのPR	368	20.8
7	喫煙マナーのPR	906	51.3
8	公共の場所での喫煙場所の確保	850	48.2
9	禁煙を希望する喫煙者への禁煙支援	469	26.6
10	その他	85	4.8
11	特になし	27	1.5
	無回答	33	1.9
	全体	1,765	100.0

問18 あなたの家族に小学生または中学生はいらっしゃいますか。（○は1つ）

No.	カテゴリー名	人数	%
1	いる	282	16.0
2	いない	1,340	75.9
	無回答	143	8.1
	全体	1,765	100.0

質問1 あなたの性別を教えてください。(〇は1つ)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	男	144	8.2
2	女	140	7.9
	無回答	1,481	83.9
	全体	1,765	100.0

質問2 あなたの学年を教えてください。(〇は1つ)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	小学校1～3年生	74	4.2
2	小学校4～6年生	81	4.6
3	中学校1～3年生	126	7.1
	無回答	1,484	84.1
	全体	1,765	100.0

質問3 たばこを吸うことは本人の体に害があると知っていますか。(〇は1つ)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	知っている	267	15.1
2	知らない(今回はじめて知った)	17	1.0
	無回答	1,481	83.9
	全体	1,765	100.0

質問4 他の人が吸っているたばこの煙を吸うことが、体に害があると知っていますか。(〇は1つ)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	知っている	244	13.8
2	知らない(今回はじめて知った)	38	2.2
	無回答	1,483	84.0
	全体	1,765	100.0

質問5 家族にたばこを吸っている人はいますか。(〇は1つ)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	吸っている人がいる	123	7.0
2	吸っている人はいない	162	9.2
	無回答	1,480	83.9
	全体	1,765	100.0

質問6 家族がたばこを吸うことについてどのように思いますか。(〇は1つ)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	吸ってほしくない	258	14.6
2	吸ってもよい	2	0.1
3	どちらでもよい	34	1.9
	無回答	1,471	83.3
	全体	1,765	100.0

質問7 なぜたばこを吸ってほしくないと思うのですか。(当てはまるものすべてに〇)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	吸っている本人の体が心配だから	197	76.4
2	吸っていない家族の体が心配だから	165	64.0
3	たばこのにおいが気になるから	175	67.8
4	たばこの煙が煙たいから	145	56.2
5	たばこの灰が気になるから	73	28.3
6	お金がもったいないから	111	43.0
7	その他	8	3.1
	無回答	1	0.4
	非該当	1,507	
	全体	258	100.0

質問8 大人になったらたばこを吸いたいと思いますか。(〇は1つ)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	吸いたいと思う	12	0.7
2	吸いたいと思わない	231	13.1
3	わからない	29	1.6
	無回答	1,493	84.6
	全体	1,765	100.0

受動喫煙に関する施設調査

問1 平成22年10月1日現在の貴施設の種別をお答えください。(〇は1つ)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	病院・診療所	32	9.7
2	歯科医院	13	3.9
3	薬局	11	3.3
4	保育所	8	2.4
5	幼稚園	7	2.1
6	高等学校	5	1.5
7	大学	2	0.6
8	専修学校	2	0.6
9	スポーツ施設	4	1.2
10	金融機関	7	2.1
11	公共交通機関	4	1.2
12	福祉施設	25	7.6
13	集会場(自治会館・葬祭場など)	30	9.1
14	事務所	24	7.3
15	百貨店・商店	77	23.3
16	飲食店	34	10.3
17	映画館・遊技場・娯楽施設	1	0.3
18	その他	34	10.3
	無回答	10	3.0
	全体	330	100.0

問2 平成22年10月1日現在の貴施設の形態をお答えください。(〇は1つ)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	独立した建物	260	78.8
2	ビルの一部を使用	61	18.5
	無回答	9	2.7
	全体	330	100.0

問3 「受動喫煙」をご存知ですか。(〇は1つ)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	知っている	302	91.5
2	知らない(今回の調査ではじめて知った)	23	7.0
	無回答	5	1.5
	全体	330	100.0

問4 健康増進法(平成15年施行)で「多数の者が利用する施設の管理者は、利用者の受動喫煙を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定められていることをご存知ですか。(〇は1つ)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	知っている	215	65.2
2	知らない(今回の調査ではじめて知った)	109	33.0
	無回答	6	1.8
	全体	330	100.0

問5 平成22年2月25日付けで厚生労働省より、受動喫煙防止についての対策が出されたことをご存知ですか。(〇は1つ)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	知っている	176	53.3
2	知らない(今回の調査ではじめて知った)	150	45.5
	無回答	4	1.2
	全体	330	100.0

問6 柏市が平成22年5月31日から、公共施設の敷地内禁煙を実施し、柏駅周辺の指定喫煙所を廃止したことをご存知ですか。(〇は1つ)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	知っている	164	49.7
2	知らない(今回の調査ではじめて知った)	164	49.7
	無回答	2	0.6
	全体	330	100.0

問7 貴施設が実施している受動喫煙を防止するための対策をお答えください。(〇は1つ)

*主として利用者が使用する部分の対策をお答えください。

No.	カテゴリー名	人数	%
1	敷地内を禁煙にしている	42	12.7
2	建物内を禁煙にしている	126	38.2
3	喫煙室や喫煙席、禁煙席等を設置し、煙が喫煙場所から禁煙場所に流れないような措置をしている	19	5.8
4	喫煙室や喫煙席、禁煙席等を設置しているが、煙が喫煙場所から禁煙場所に流れることがある	16	4.8
5	昼食時間帯など一定の時間帯は、禁煙にしている	1	0.3
6	その他	8	2.4
7	対策はしていない	105	31.8
	無回答	13	3.9
	全体	330	100.0

問8 貴施設が対策を実施している主な理由は何ですか。（当てはまるものすべてに○）

No.	カテゴリー名	人数	%
1	健康増進法等に規定されており、施設の管理者等として実施すべきであるため	94	44.3
2	受動喫煙は健康に影響を与える可能性があるため	121	57.1
3	利用者から要望があったため	20	9.4
4	利用者へよりよいサービスを提供するため	48	22.6
5	従業員から要望があったため	14	6.6
6	本社などの方針のため	33	15.6
7	その他	22	10.4
	無回答	1	0.5
	非該当	118	
	全体	212	100.0

問9 貴施設の対策はいつから実施していますか。（○は1つ）

No.	カテゴリー名	人数	%
1	平成15年4月30日以前（健康増進法施行前）から実施	89	42.0
2	平成15年5月1日以後（健康増進法施行後）から実施	98	46.2
3	平成22年2月25日以後（厚生労働省局長通知後）から実施	21	9.9
	無回答	4	1.9
	非該当	118	
	全体	212	100.0

問10 貴施設の対策について、利用者からはどのような反応がありますか。（○は1つ）

No.	カテゴリー名	人数	%
1	肯定的な意見が多い	72	34.0
2	どちらかという肯定的な意見が多い	27	12.7
3	どちらかという否定的な意見が多い	2	0.9
4	否定的な意見が多い	0	0.0
5	意見はない	108	50.9
	無回答	3	1.4
	非該当	118	
	全体	212	100.0

問11 貴施設の対策について、従業員からはどのような反応がありますか。（○は1つ）

No.	カテゴリー名	人数	%
1	肯定的な意見が多い	101	47.6
2	どちらかという肯定的な意見が多い	20	9.4
3	どちらかという否定的な意見が多い	3	1.4
4	否定的な意見が多い	0	0.0
5	意見はない	79	37.3
	無回答	9	4.2
	非該当	118	
	全体	212	100.0

問12 貴施設は、対策を実施したことにより、利用者数や売り上げに変化はありましたか。（○は1つ）

No.	カテゴリー名	人数	%
1	増加した	4	1.9
2	減少した	4	1.9
3	変わらない	146	68.9
4	わからない	52	24.5
	無回答	6	2.8
	非該当	118	
	全体	212	100.0

問13 貴施設が対策を実施していない理由は何ですか。（当てはまるものすべてに○）

No.	カテゴリー名	人数	%
1	受動喫煙防止は喫煙者のマナーの問題であるため	28	26.7
2	喫煙は嗜好の問題なので制限すべきではないため	14	13.3
3	喫煙室などを設けるスペースがないため	49	46.7
4	喫煙室などを設ける費用がないため	21	20.0
5	利用者から要望がないため	32	30.5
6	従業員から要望がないため	8	7.6
7	利用者数、売り上げの減少が心配であるため	17	16.2
8	受動喫煙防止の対策をしたいが、方法がわからないため	3	2.9
9	その他	24	22.9
	無回答	3	2.9
	非該当	225	
	全体	105	100.0

問14 貴施設は、今後、受動喫煙を防止するための対策を実施する予定がありますか。（○は1つ）

No.	カテゴリー名	人数	%
1	予定がある	8	7.6
2	予定がない	71	67.6
3	検討中	24	22.9
	無回答	2	1.9
	非該当	225	
	全体	105	100.0

問15 貴施設が予定している対策の内容は何ですか。(〇は1つ)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	敷地内を禁煙にする	0	0.0
2	建物内を禁煙にする	3	37.5
3	喫煙室や喫煙席、禁煙席等を設置し、煙が喫煙場所から禁煙場所に流れないような措置をする	0	0.0
4	喫煙室や喫煙席、禁煙席等を設置するが、煙が喫煙場所から禁煙場所に流れないような措置はしない	0	0.0
5	昼食時間帯など一定の時間帯は禁煙にする	1	12.5
6	対策の予定はあるが、具体的な内容は検討中である	4	50.0
7	その他(0	0.0
	無回答	0	0.0
	非該当	322	
	全体	8	100.0

問16 貴施設が対策を予定している主な理由は何ですか。(当てはまるものすべてに〇)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	健康増進法・厚生労働省局長通知等に規定されており、施設の管理者等として実施すべきであるため	1	12.5
2	受動喫煙は健康に影響を与える可能性があるため	6	75.0
3	利用者から要望があったため	0	0.0
4	利用者へよりよいサービスを提供するため	1	12.5
5	従業員から要望があったため	0	0.0
6	本社などの方針のため	0	0.0
7	その他	0	0.0
	無回答	2	25.0
	非該当	322	
	全体	8	100.0

問17 貴施設として、受動喫煙防止のために、流山市に望むことは何ですか。(当てはまるものすべてに〇)

No.	カテゴリー名	人数	%
1	受動喫煙防止のための条例等での規制	111	33.6
2	公共施設敷地内の全面禁煙	166	50.3
3	施設の禁煙や分煙についての表示の普及	118	35.8
4	広報誌やホームページによる受動喫煙の健康影響についての情報提供	86	26.1
5	効果的な受動喫煙防止対策についての情報提供	70	21.2
6	健康増進法の施設管理者の努力義務についてのPR	35	10.6
7	喫煙マナーのPR	160	48.5
8	公共の場所での喫煙場所の確保	99	30.0
9	禁煙を希望する喫煙者への禁煙支援	78	23.6
10	その他	10	3.0
11	特になし	19	5.8
	無回答	7	2.1
	全体	330	100.0

**受動喫煙防止に係るアンケート調査及び実態調査
報告書**

平成 23 年 3 月

発行

流山市 健康福祉部 健康増進課

住所 〒270-0121 千葉県流山市西初石 4-1433-1

T E L 04-7154-0331